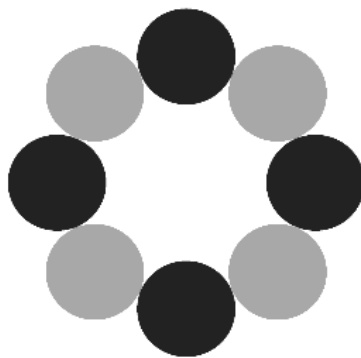


令和4年南砺市議会定例会
令和4年12月会議
議 案 書



南 砺 市

令和4年12月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	88号	令和4年度南砺市一般会計補正予算（第7号）……………	4
議案第	89号	令和4年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第1号）……………	55
議案第	90号	令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）……………	64
議案第	91号	令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第2号）……………	81
議案第	92号	令和4年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）……………	97
議案第	93号	令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）……………	111
議案第	94号	令和4年度南砺市病院事業会計補正予算（第3号）……………	127
議案第	95号	令和4年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）……………	143
議案第	96号	令和4年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	154

条例関係

議案第	97号	南砺市個人情報保護法施行条例の制定について……………	165
議案第	98号	南砺市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について……………	171
議案第	99号	南砺市こどもの権利条例の制定について……………	174
議案第	100号	南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	180
議案第	101号	南砺市職員の定年等に関する条例等の一部改正について……………	212
議案第	102号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	241

その他

議案第 103号	訴訟に係る和解について……………	244
議案第 104号	南砺市体育施設（南砺市城端温水プール等）の指定管理者の 指定について……………	245
議案第 105号	南砺市相倉民俗館等の指定管理者の指定について……………	246
議案第 106号	南砺市いなみ交流館「ラフォーレ」の指定管理者の指定について…	248
議案第 107号	南砺市児童館（南砺市城端児童館「さくらっこ」等）の 指定管理者の指定について……………	249
議案第 108号	南砺市福光福祉の家「光龍館」の指定管理者の指定について…………	250
議案第 109号	南砺市桜ヶ池農産物直売所の指定管理者の指定について……………	251
議案第 110号	南砺市農村公園（南砺市野尻緑地公園）の指定管理者の 指定について……………	252
議案第 111号	南砺市イオックス・アローザ交流施設（南砺市イオックス・ ヴァルト）の指定管理者の指定について……………	253
議案第 112号	南砺市福野産業文化会館の指定管理者の指定について……………	254
議案第 113号	南砺市井波彫刻総合会館及び南砺市都市公園（井波芸術の森）の 指定管理者の指定について……………	255
議案第 114号	南砺市井波商業観光拠点施設「よいとこ井波」の指定管理者の 指定について……………	256
議案第 115号	南砺市クリエイタープラザの指定管理者の指定について……………	257
議案第 116号	南砺市国民宿舎「五箇山荘」の指定管理者の指定について……………	258
議案第 117号	南砺市赤祖父レイクサイドパーク（パットゴルフ場等）の 指定管理者の指定について……………	259
議案第 118号	南砺市井口体験交流センターの指定管理者の指定について……………	261
議案第 119号	南砺市都市公園（閑乗寺公園）の指定管理者の指定について…	262

議案第 88 号

令和 4 年度南砺市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度南砺市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281,154 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,427,138 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		108,540	221	108,761
	1. 分担金	300	221	521
16. 国庫支出金		3,831,261	8,828	3,840,089
	2. 国庫補助金	2,293,262	8,828	2,302,090
17. 県支出金		1,948,823	48,941	1,997,764
	2. 県補助金	1,034,705	41,413	1,076,118
	3. 県委託金	202,536	7,528	210,064
19. 寄附金		96,120	96	96,216
	1. 寄附金	96,120	96	96,216
20. 繰入金		2,126,187	69,736	2,195,923
	1. 繰入金	2,126,187	69,736	2,195,923
21. 繰越金		427,704	141,313	569,017
	1. 繰越金	427,704	141,313	569,017
22. 諸収入		919,684	3,019	922,703
	5. 雑入	449,401	3,019	452,420
23. 市債		2,313,500	9,000	2,322,500
	1. 市債	2,313,500	9,000	2,322,500
歳入合計		34,145,984	281,154	34,427,138

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		227,371	△ 11,203	216,168
	1. 議会費	227,371	△ 11,203	216,168
2. 総務費		3,720,858	△ 4,551	3,716,307
	1. 総務管理費	3,220,490	2,455	3,222,945
	2. 徴税費	317,940	△ 12,105	305,835
	3. 戸籍住民基本台帳 費	122,810	△ 2,781	120,029
	4. 選挙費	36,420	7,528	43,948
	6. 監査委員費	21,102	352	21,454
3. 民生費		8,854,457	83,837	8,938,294
	1. 社会福祉費	5,727,036	22,712	5,749,748
	2. 児童福祉費	3,127,421	61,125	3,188,546
4. 衛生費		3,324,201	22,339	3,346,540
	1. 保健衛生費	2,441,832	22,339	2,464,171
6. 農林水産業費		1,550,429	105,337	1,655,766
	1. 農業費	838,855	98,875	937,730
	2. 農地費	212,782	163	212,945
	3. 林業費	498,024	6,299	504,323
7. 商工費		1,809,168	20,415	1,829,583
	1. 商工費	1,809,168	20,415	1,829,583

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		4,291,902	△ 3,030	4,288,872
	1. 土木管理費	185,394	△ 6,693	178,701
	2. 道路橋梁費	2,064,910	1,300	2,066,210
	4. 都市計画費	1,858,512	2,363	1,860,875
10. 教育費		3,684,215	45,408	3,729,623
	1. 教育総務費	398,225	1,253	399,478
	2. 小学校費	1,239,028	24,789	1,263,817
	3. 中学校費	484,293	6,785	491,078
	4. 社会教育費	1,161,293	△ 9,364	1,151,929
	5. 保健体育費	401,376	21,945	423,321
11. 災害復旧費		184,702	22,602	207,304
	1. 農林水産業施設災害復旧費	69,402	22,602	92,004
歳 出 合 計		34,145,984	281,154	34,427,138

第2表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和4年度 なんと議会だより印刷製本業務	令和5年度	千円 2,401
令和4年度 広報なんと印刷製本業務	令和5年度	9,898
令和4年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	令和5年度	9,293
令和4年度 IP電話システム保守管理業務委託	令和5年度	2,188
令和4年度 庁舎等電話機器・配線改修業務委託	令和5年度	1,045
令和4年度 庁舎日常清掃業務委託	令和5年度	5,578
令和4年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	令和5年度	1,412
令和4年度 南砺市役所空調設備保守点検業務委託	令和5年度	2,321
令和4年度 戸籍総合システム保守業務委託	令和5年度	7,128
令和4年度 自家用電気工作物保守管理業務委託	令和4年度から令和8年度まで	19,054
令和4年度 住基ネットシステム保守業務委託	令和5年度	4,616
令和4年度 コンビニ交付サービス利用料	令和5年度	6,270
令和4年度 戸籍総合システム・ブックレスソフトウェア使用料	令和5年度	9,372

事 項	期 間	限度額
令和4年度 いなみ交流館「ラフォーレ」指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	267,175
令和4年度 井口体験交流センター 指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	105,300
令和4年度 ゆ〜楽源泉ポンプ計装 盤修繕工事	令和4年度から 令和5年度まで	3,058
令和4年度 老連が行う健康づくり 事業委託	令和5年度	1,500
令和4年度 福光福祉の家「光龍 館」指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	51,900
令和4年度 高齢者の生きがいと健 康づくり推進事業委託	令和5年度	8,871
令和4年度 地域住民グループ支援 事業委託	令和5年度	7,230
令和4年度 コーディネーター・協 議体運營業務委託	令和5年度	3,460
令和4年度 認知症高齢者徘徊SOS緊 急ダイヤル設置事業委託	令和5年度	1,320
令和4年度 緊急通報体制整備事業 委託	令和5年度	2,477
令和4年度 緊急通報装置監視業務 委託	令和5年度	528
令和4年度 徘徊探知機支援事業委 託	令和5年度	39
令和4年度 地域包括ケアセンター 屋内清掃業務委託	令和5年度	535
令和4年度 地域包括ケアセンター 定期清掃業務委託	令和5年度	1,749
令和4年度 地域包括ケアセンター 機械警備業務委託	令和5年度	103

事 項	期 間	限度額
令和4年度 地域包括ケアセンター 昇降機保守点検業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	1,004
令和4年度 地域包括ケアセンター 消防用設備保守点検業務委託	令和5年度	396
令和4年度 地域包括ケアセンター 自動扉保守点検業務委託	令和5年度	121
令和4年度 地域包括ケアセンター 空調機保守点検業務委託	令和5年度	900
令和4年度 旅川福祉交流館エレ ベーター保守点検業務委託	令和5年度	330
令和4年度 児童館（城端児童館 「さくらっこ」等）指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	182,585
令和4年度 予防接種業務委託	令和5年度	161,575
令和4年度 胸部レントゲン撮影・ 読影業務委託	令和5年度	12,460
令和4年度 集団がん検診等業務委 託	令和5年度	23,089
令和4年度 新40歳人間ドック業 務委託	令和5年度	791
令和4年度 人間ドック業務委託	令和5年度	11,967
令和4年度 妊娠出産包括支援業務 委託	令和5年度	933
令和4年度 母子健康診査業務委託	令和5年度	29,638
令和4年度 妊婦歯科健康診査業務 委託	令和5年度	396
令和4年度 桜ヶ池農産物直売所指 定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	5,600

事 項	期 間	限度額
令和4年度 土地改良区施行事業補助金	令和5年度	2,764
令和4年度 散居景観保全事業補助金	令和5年度	6,690
令和4年度 井波彫刻総合会館及び都市公園（井波芸術の森）指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	102,560
令和4年度 井波商業観光拠点施設「よいとこ井波」指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	31,355
令和4年度 クリエイタープラザ指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	41,818
令和4年度 赤祖父レイクサイドパーク指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	25,750
令和4年度 国民宿舎「五箇山荘」指定管理料	令和5年度から令和7年度まで	26,874
令和4年度 都市公園（閑乗寺公園）指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	16,670
令和4年度 外国語指導助手業務委託	令和5年度	21,763
令和4年度 城端小学校空調機更新工事	令和4年度から令和5年度まで	13,497
令和4年度 小中学校給食調理等業務委託	令和5年度から令和7年度まで	542,389
令和4年度 スクールバス運行業務委託	令和5年度	46,177
令和4年度 中央図書館エレベーター制御基盤取替工事	令和4年度から令和5年度まで	373
令和4年度 文化芸術アーカイブズホームページ保守業務委託	令和5年度	275
令和4年度 城端曳山会館・土蔵群蔵回廊年間警備業務委託	令和5年度から令和6年度まで	449

事 項	期 間	限度額
令和4年度 城端曳山会館消防用設備等点検業務委託	令和5年度	145
令和4年度 城端曳山会館及び蔵回廊定期清掃業務委託	令和5年度	315
令和4年度 福光美術館定期清掃業務委託	令和5年度	1,540
令和4年度 福野産業文化会館指定管理料	令和5年度から 令和7年度まで	15,456
令和4年度 体育施設（城端温水プール等）指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	530,425

第3表

地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
農業用施設等 災害復旧債	9,400	9,000	18,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	借入先の融資条件に従 い償還するものとする。た だし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは繰 上償還し、又は低利に借 換えすることができる。

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金	108,540	221	108,761
16. 国庫支出金	3,831,261	8,828	3,840,089
17. 県支出金	1,948,823	48,941	1,997,764
19. 寄附金	96,120	96	96,216
20. 繰入金	2,126,187	69,736	2,195,923
21. 繰越金	427,704	141,313	569,017
22. 諸収入	919,684	3,019	922,703
23. 市債	2,313,500	9,000	2,322,500
歳入合計	34,145,984	281,154	34,427,138

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	227,371	△ 11,203	216,168				△ 11,203
2. 総務費	3,720,858	△ 4,551	3,716,307	7,758			△ 12,309
3. 民生費	8,854,457	83,837	8,938,294	15,217		4,192	64,428
4. 衛生費	3,324,201	22,339	3,346,540				22,339
6. 農林水産業費	1,550,429	105,337	1,655,766	23,328		59,718	22,291
7. 商工費	1,809,168	20,415	1,829,583			8,845	11,570
8. 土木費	4,291,902	△ 3,030	4,288,872				△ 3,030
10. 教育費	3,684,215	45,408	3,729,623			96	45,312
11. 災害復旧費	184,702	22,602	207,304	11,466	9,000	221	1,915
歳 出 合 計	34,145,984	281,154	34,427,138	57,769	9,000	73,072	141,313

2. 歳入

第14款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 災害復旧費分担金	300	221	521	1 農林水産業施設災害復旧費分担金	221	農業用施設等災害復旧費分担金 221
計	300	221	521			

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	938,034	230	938,264	1 総務管理費補助金	230	特定地域づくり事業推進交付金[1/2] 230
2 民生費国庫補助金	369,360	8,598	377,958	1 社会福祉費補助金	5,808	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金[10/10] 5,808
				2 児童福祉費補助金	2,790	保育対策総合支援事業費補助金[1/2] 2,790
計	2,293,262	8,828	2,302,090			

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	238,212	6,619	244,831	2 児童福祉費補助金	6,619	富山県新型コロナウイルス感染症対策子育て応援臨時交付金[10/10] 6,619
4 農林水産業費県補助金	571,849	23,328	595,177	1 農業費補助金	22,968	農業次世代人材投資事業補助金(経営開始型)[国10/10] 438 中山間地域等直接支払交付金[国1/2, 県1/4] 1,061 農地集積・集約化対策事業補助金(機構集積協力金)[国10/10] 21,469
				3 林業費補助金	360	森林病虫害防除補助金[国1/2, 県1/4] 360
9 災害復旧費県補助金	33,000	11,466	44,466	1 農林施設等災害復旧費補助金	11,466	農業用施設等災害復旧補助金[1/2, 65/100] 11,466
計	1,034,705	41,413	1,076,118			

第 17 款 県支出金 第 3 項 県委託金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	122,920	7,528	130,448	5 選挙費委託金	7,528	県議会議員選挙委託金[10/10] 7,528
計	202,536	7,528	210,064			

第 19 款 寄附金 第 1 項 寄附金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 指定寄附金	16,050	96	16,146	9 教育費寄附金	96	スポーツ振興費寄附金 96
計	96,120	96	96,216			

第 20 款 繰入金 第 1 項 繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	2,126,187	69,736	2,195,923	33 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	69,736	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 69,736
計	2,126,187	69,736	2,195,923			

第 21 款 繰越金 第 1 項 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	427,704	141,313	569,017	1 前年度繰越金	141,313	前年度繰越金 141,313
計	427,704	141,313	569,017			

第 22 款 諸収入 第 5 項 雑入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	449,401	3,019	452,420	4 民生費雑入	3,019	介護保険事業費雑入 3,019
計	449,401	3,019	452,420			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
9 災害復旧債	41,000	9,000	50,000	1 災害復旧事業債（補助）	9,000	農業用施設等災害復旧債 9,000
計	2,313,500	9,000	2,322,500			

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	227,371	△ 11,203	216,168	2	△ 7,251	1(00001) 議員報酬	487				487	議員期末手当 487	
				3	△ 1,758	2(00002) 給与費（議会 費）	△ 11,690				△ 11,690		
				4	△ 1,626								
				18	△ 568								
						目計	△ 11,203					△ 11,203	
計	227,371	△ 11,203	216,168				△ 11,203					△ 11,203	

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	992,461	△ 22,257	970,204	2	△ 14,163	1(00006) 給与費（一般 管理費）	△ 22,257				△ 22,257	
				3	△ 6,830							
				4	△ 2,202							
				18	938							
						目計	△ 22,257					△ 22,257
2 人事管理費	50,389	220	50,609	1	1,686	1(00012) 人事管理費	220				220	節組替 会計年度任用職員雇用 保険料 220
				2	△ 1,686							
				3	△ 64							

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(人事管理 費)				4 共済費	220								
				8 旅費	64								
				目計	220								
6 財産管理費	197,765	23,853	221,618	10 需用費	19,574	1(00019) 財産管理費	23,853				23,853	維持管理費	17,304
				14 工事請負費	2,041							庁舎	
				17 備品購入費	2,238							・案内板修繕料	506
												・非常用受信設備修繕 料	440
												・カーペット修繕料	440
		・会議室空調修繕工事	539										
		・執務室窓修繕工事	1,502										
				福野市民センター雨樋 修繕料	198								
				城端市民センター消防 設備修繕料	168								
				井口市民センター ・空調設備修繕料	375								
				・避難誘導灯修繕料	143								
				会議テーブル、イス購 入	2,238								
				目計	23,853						23,853		
8 協働のまち づくり費	271,153	7,136	278,289	7 報償費	50	2(00037) 協働によるま ちづくり推進 費	6,000	(国補) 230			5,770	特定地域づくり事業協 同組合設立支援	
				10 需用費	10							・調査謝礼	50
												・事務費	30

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
(協働のまちづくり費)				13 使用料及び賃借料	20	6(01158) 住民自治推進費					・職員募集経費補助金 920 ・組合設立支援補助金 5,000				
				18 負担金補助及び交付金	7,056							住民自治推進費	1,136	1,136	1,136
												目計	7,136	230	6,906
11 電算管理費	461,779	4,597	466,376	18 負担金補助及び交付金	4,597	2(00040) インターネット費	4,597				4,597	光ケーブル復旧工事負担金 4,597			
						目計	4,597		4,597						
13 公共交通費	260,874	3,044	263,918	18 負担金補助及び交付金	1,951	2(00055) バス事業特別会計繰出金	1,093				1,093	バス事業特別会計繰出金 1,093			
				27 繰出金	1,093	3(00921) バス路線対策費	1,951				1,951	生活路線運行費補助金 1,951			
						目計	3,044		3,044						
28 地域振興費	337,522	△ 14,138	323,384	2 給料	△ 7,970	5(01187) 給与費(市民センター費)	△ 14,138				△ 14,138				
				3 職員手当等	△ 2,870										
				4 共済費	△ 2,036										
				18 負担金補助及び交付金	△ 1,262										
												目計	△ 14,138		△ 14,138
計	3,220,490	2,455	3,222,945				2,455	230		2,225					

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 税務総務費	172,829	△ 12,105	160,724	2	△ 7,439	2(00129) 給与費(税務 総務費)	△ 12,105				△ 12,105	
				3	△ 2,802							
				4	△ 1,631							
				18	△ 233							
						目計	△ 12,105					△ 12,105
計	317,940	△ 12,105	305,835				△ 12,105					

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 戸籍住民基 本台帳費	122,810	△ 2,781	120,029	2	△ 1,971	1(00134) 給与費(戸籍 住民基本台帳 費)	△ 2,781				△ 2,781	
				3	16							
				4	△ 510							
				18	△ 316							
						目計	△ 2,781					△ 2,781
計	122,810	△ 2,781	120,029				△ 2,781					

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
5 県議会議員 選挙費	0	7,528	7,528	1		1(00141) 県議会議員選 挙費	7,528	(県委) 7,528			報酬 ・選挙長 1人 11 ・選挙管理委員 4人 32 選挙管理委員費用弁償 3 事務費 504 啓発チラシ等印刷 160 通信費 1,280 計数機等点検手数料 568 ポスター掲示場設置業 務委託料 3,524 投票所入場券作成業務 委託料 900 期日前投票所物品賃借 料 150 計数機購入 396	
				8	旅費							43
				10	需用費							3
				11	役務費							664
				12	委託料							1,848
				13	使用料及び 賃借料							4,424
				17	備品購入費							150
												396
					目計							7,528
計	36,420	7,528	43,948				7,528	7,528				

第 2 款 総務費

第 6 項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 監査委員費	21,102	352	21,454	2		1(00148) 給与費(監査 委員費)	352				352	
				3	給料							△ 32
				4	職員手当等							290
				18	共済費							99
				18	負担金補助 及び交付金	△ 5						

第 2 款 総務費

第 6 項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	352				352	
計	21,102	352	21,454				352				352	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総 務費	1,373,283	△ 16,854	1,356,429	2	給料	△ 2,700	1(00150) 給与費(社会 福祉総務費)	△ 6,671				△ 6,671		
				3	職員手当等	△ 2,655	5(00154) 国民健康保険 事業特別会計 繰出金	22				22	事務費繰出金	22
				4	共済費	△ 920	6(00155) 国民健康保険 診療所事業特 別会計繰出金	△ 12,040				△ 12,040	国民健康保険診療所事 業特別会計繰出金	△12,040
				18	負担金補助 及び交付金	△ 396	11(01032) 生活困窮者自 立支援費	1,685				1,685	令和3年度生活困窮者 自立相談支援事業国庫 負担金返還金	843
				19	扶助費	150	27 繰出金	△ 12,018					令和3年度生活困窮者 就労準備支援事業国庫 補助金返還金	302
				22	償還金利子 及び割引料	1,685	13(01217) 災害見舞金支 給費	150				150	新型コロナウイルス感 染症生活困窮者自立支 援金支給事業交付金返 還金	540
				27	繰出金	△ 12,018	目計	△ 16,854				△ 16,854	災害見舞金	150

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
3 生活保護費	89,912	8,235	98,147	22	8,235	1(00161) 生活保護更生 指導費	9				9	令和3年度生活保護適 正化等事業国庫補助金 返還金	9		
						2(00162) 生活保護扶助 費		8,226				8,226		令和3年度生活扶助費 等国庫負担金返還金	3,813
											令和3年度医療扶助費 等国庫負担金返還金	4,151			
											令和3年度介護扶助費 等国庫負担金返還金	262			
						目計	8,235				8,235				
4 老人福祉費	1,638,789	14,792	1,653,581	1	906	1(00164) 高齢者福祉推 進費(単独)	958				958	介護人材雇用型訓練事 業業務委託料	958		
				2		給料		△ 306							
				3	職員手当等	△ 400	5(00168) 高齢者施設運 営費	5,808	(国補) 5,808					地域介護・福祉空間整 備等施設整備交付金	5,808
				4	共済費	△ 200	7(00170) 包括的支援事 業費	4,486				4,486	会計年度任用職員 ・報酬 3人 906 ・給料 3人 △306 ・職員手当 3人 △400 ・社会保険料 △200		
				12	委託料	958							令和3年度地域支援事 業交付金返還金	4,486	
				18	負担金補助 及び交付金	5,808									
				22	償還金利子 及び割引料	5,421	8(00171) 在宅介護支援 事業費	935				935	令和3年度地域支援事 業交付金返還金	935	
				27	繰出金	2,605	16(00179) 介護事業特別 会計繰出金	2,605				2,605	在宅介護支援センター 運営費繰出金 1,751 ホームヘルプステーシ ョン運営費繰出金 854		
						目計	14,792	5,808			8,984				

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
5 介護保険費	1,028,332	0	1,028,332			1(00186) 介護保険事業 費	0			(諸収) 3,019	△ 3,019	財源振替		
						目計	0			3,019	△ 3,019			
6 心身障害者 福祉費	1,532,758	16,539	1,549,297	22	16,539	3(00189) 自立支援給付 事業費	16,539				16,539	令和3年度障害者自立 支援給付費国庫負担金 返還金	12,365	
													令和3年度障害児入所 給付費等国庫負担金返 還金	1,525
														令和3年度障害者医療 費国庫負担金返還金
												令和3年度障害者医療 費(療養介護)県費負 担金返還金	798	
												令和3年度障害者医療 費(育成)県費負担金 返還金	100	
						目計	16,539				16,539			
計	5,727,036	22,712	5,749,748				22,712	5,808		3,019	13,885			

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総 務費	326,650	26,998	353,648	2	3,298	1(00191) 給与費(児童 福祉総務費)	7,405				7,405	
				3	2,126	2(00192) 児童育成費	7,523	(県補) 6,619			904	入学・卒業祝い金等上 乗せ支給事業 ・通信費
				4	1,453							

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(児童福祉 総務費)				11	519						・ 扶助費 令和 3 年度母子家庭等 対策総合支援事業費国 庫補助金返還金 令和 3 年度児童虐待・ DV 対策等総合支援事 業費国庫補助金返還金	6,600
				12	3,220							800
				18	528							
				19	6,600							104
				22	9,254							500
												500
												1,760
												528
		932										
						5(00195) 子ども妊産婦 医療費給付費	3,720				3,720	500
						10(01195) 子育て世帯へ の臨時特別給 付金給付費	8,350				8,350	8,350
						目計	26,998	6,619			20,379	
2 児童措置費	685,841	27,236	713,077	22 償還金利子 及び割引料	27,236	8(01202) 子育て世帯生 活支援特別給 付費	27,236				27,236	27,236
						目計	27,236				27,236	
3 児童館費	86,354	294	86,648	4 共済費	294	2(00208) 放課後児童ク ラブ費	294				294	294
						目計	294				294	
4 子育て支援 センター費	51,268	△ 1,597	49,671	2 給料	△ 658	1(01015) 給与費(子育 て支援センタ ー費)	△ 1,597				△ 1,597	
				3 職員手当等	△ 498							

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明						
				区 分	金額			特定財源			一般財源							
								国県支出金	地方債	その他								
(子育て支 援センター 費)				4 共済費	△ 335													
				18 負担金補助 及び交付金	△ 106													
				目計	△ 1,597					△ 1,597								
5 保育実施費	1,939,391	7,688	1,947,079	1 報酬	18,565	1(00210) 給与費(保育 実施費)	△ 46,657				△ 46,657							
				2 給料	△ 30,077	2(00211) 保育園費	36,509	(国補) 2,040			34,469	会計年度任用職員報酬 18,565						
				3 職員手当等	△ 6,749													
				4 共済費	△ 8,785													
				10 需用費	17,416													
				12 委託料	6,290													
				18 負担金補助 及び交付金	△ 2,068													
				19 扶助費	13,068								7(00216) 私立保育園育 成費	1,173			(繰入) 1,173	民間保育園等光熱水費 等高騰対策支援事業補 助金 1,173
				22 償還金利子 及び割引料	28								8(00217) 給与費重複額 (保育実施費)	△ 500				△ 500
						9(00218) 施設型給付等 支援費	17,163	(国補) 750			16,413	節組替 保育業務委託料 4,994 施設型給付費 10,669 感染防止対策物品購入 補助金(私立分) 1,500						
				目計	7,688		2,790			1,173	3,725							

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
6 児童福祉施設管理費	37,917	506	38,423	12 委託料	506	1(01068) 児童福祉施設 管理費	506				506	福野ひまわり保育園床 修繕工事設計業務委託 料
						目計	506				506	506
計	3,127,421	61,125	3,188,546				61,125	9,409		1,173	50,543	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生総務費	1,461,684	22,339	1,484,023	2 給料	5,179	1(00224) 給与費（保健 衛生総務費）	11,570				11,570	
				3 職員手当等	3,453	3(00226) 病院事業会計 繰出金	144				144	病院事業会計補助金
				4 共済費	1,811							
				18 負担金補助 及び交付金	11,896	4(01063) 地域医療推進 費	10,625				10,625	砺波医療圏急患センタ ー運営・維持管理負担 金
						目計	22,339				22,339	10,625
計	2,441,832	22,339	2,464,171				22,339				22,339	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 農業総務費	85,226	14,808	100,034	2 給料	6,742	1(00265) 給与費（農業 総務費）	14,808				14,808	
				3 職員手当等	4,454							
				4 共済費	2,534							

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(農業総務費)				18 負担金補助 及び交付金	1,078							
						目計	14,808				14,808	
2 農業委員会 費	25,584	1,026	26,610	2 給料	43	3(00269) 給与費(農業 委員会費)	1,026				1,026	
				3 職員手当等	677							
				4 共済費	299							
				18 負担金補助 及び交付金	7							
						目計	1,026				1,026	
3 農業振興費	713,320	83,041	796,361	18 負担金補助 及び交付金	83,041	5(00276) 米総合対策推 進費	21,469	(県補) 21,469				機構集積協力金 21,469
						6(00277) 水田農業経営 体活性化対策 費	19,298			(繰入) 19,298		有機資材転換促進事業 補助金 19,298
						7(00278) 土地利用型農 業活性化対策 費	40,420			(繰入) 40,420		次期作奨励肥料・燃油 コスト低減緊急重点支 援事業補助金 40,420
						8(01145) 担い手育成対 策費	438	(県補) 438				農業次世代人材投資資 金(経営開始型) 438
						12(00283) 中山間地域等 直接支払費	1,416	(県補) 1,061			355	中山間地域等直接支払 交付金 1,416
						目計	83,041	22,968		59,718	355	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	838,855	98,875	937,730				98,875	22,968		59,718	16,189	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 農地総務費	210,935	163	211,098	2 給料	218	1(00315) 給与費(農地 総務費)	163				163	
				3 職員手当等	△ 126							
				4 共済費	36							
				18 負担金補助 及び交付金	35							
				目計	163							
計	212,782	163	212,945				163					

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 林業総務費	58,533	5,217	63,750	2 給料	2,000	1(00349) 給与費(林業 総務費)	5,217				5,217	
				3 職員手当等	2,106							
				4 共済費	791							
				18 負担金補助 及び交付金	320							
				目計	5,217							

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 林業振興費	155,108	834	155,942	12 委託料	480	1(00351) 林業振興対策 費	354				354	南砺市の木利用促進事 業補助金 354
				18 負担金補助 及び交付金	354							
						目計	834	360	474			
5 緑化推進費	62,756	248	63,004	10 需用費	248	3(00971) カイニョと椿 の森管理費	248				248	ブルーヒーター購入 248
						目計	248		248			
計	498,024	6,299	504,323				6,299	360		5,939		

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 商工総務費	124,964	164	125,128	2 給料	226	1(00391) 給与費(商工 総務費)	164				164	
				3 職員手当等	△ 374							
				4 共済費	213							
				18 負担金補助 及び交付金	99							
3 観光費	276,812	8,845	285,657	12 委託料	8,845	1(00408) 観光推進費	8,845			(繰入) 8,845	8,845	「南砺の宿」宿泊促進 事業業務委託料 8,845
						目計	8,845		8,845			

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 企業立地推 進費	80,621	11,406	92,027	18 負担金補助 及び交付金	11,406	1(00411) 企業立地推 進費	11,406				11,406	企業立地奨励事業助成 金 11,406
						目計	11,406					11,406
計	1,809,168	20,415	1,829,583				20,415			8,845	11,570	

第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 土木総務費	185,394	△ 6,693	178,701	2 給料	△ 3,957	1(00462) 給与費(土木 総務費)	△ 6,693				△ 6,693	
				3 職員手当等	△ 550							
				4 共済費	△ 1,553							
				18 負担金補助 及び交付金	△ 633							
計	185,394	△ 6,693	178,701				△ 6,693				△ 6,693	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 道路改良費	778,225	0	778,225	14 工事請負費	△ 8,420	2(00474) 道路新設改良 費(単独)	0					節組替
				21 補償補てん 及び賠償金	8,420							

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	0					
5 消融雪施設 維持費	132,864	1,300	134,164	12 委託料	1,300	1(00491) 消融雪装置管 理費	1,300				1,300	清掃、点検業務委託料 1,300
						目計	1,300				1,300	
計	2,064,910	1,300	2,066,210				1,300				1,300	

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 都市計画総 務費	79,632	2,363	81,995	2 給料	828	1(00504) 給与費(都市 計画総務費)	2,363				2,363	
				3 職員手当等	879							
				4 共済費	524							
				18 負担金補助 及び交付金	132							
2 都市計画街 路費	222,000	0	222,000	12 委託料	1,400	1(00509) 都市計画街路 費	0					節組替
				13 使用料及び 賃借料	△ 1,000							
				14 工事請負費	17,600							
				21 補償補てん 及び賠償金	△ 18,000							

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	0					
計	1,858,512	2,363	1,860,875				2,363				2,363	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
2 事務局費	291,795	△ 148	291,647	2	給料	△ 119	1(00541) 給与費(事務局費)	△ 148				△ 148	
				3	職員手当等	137							
				4	共済費	△ 138							
				18	負担金補助 及び交付金	△ 28							
					目計	△ 148							
3 教育施設維 持費	42,421	1,401	43,822	10	需用費	1,401	1(00550) 複合教育施設 維持費	1,401				1,401	維持管理費 1,401
					目計	1,401							
計	398,225	1,253	399,478				1,253					1,253	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明						
				区 分	金額			特定財源				一般財源					
								国県支出金	地方債	その他							
1 小学校管理 費	226,187	21,132	247,319	3		1(00556)	37				37						
				職員手当等	30	給与費（小学 校管理費）											
				4		2(00557)							21,095			21,095	維持管理費 20,865 消防設備不良箇所修繕 料 230
				共済費	7	小学校管理費											
10	21,095																
						目計	21,132										
2 小学校給食 費	180,171	289	180,460	2	△ 83	1(00568)	289				289						
				給料		給与費（小学 校給食費）											
				3													
				職員手当等	328												
				4	58												
18	△ 14																
						目計	289										
3 小学校教育 振興費	171,987	1,483	173,470	13	159	1(00570)	1,483				1,483	通学補助事業市営バス 定期乗車券代 159 各種大会参加負担金 1,324					
				使用料及び 賃借料		小学校教育振 興費											
				18	1,324												
						目計	1,483										
4 スクールバ ス運行費	116,621	1,885	118,506	10	1,885	1(00573)	1,885				1,885	維持管理費 1,885					
				需用費		スクールバス 運行費											
						目計	1,885										
計	1,239,028	24,789	1,263,817				24,789				24,789						

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
1 中学校管理 費	205,525	5,759	211,284	2	給料	△ 4,371	1(00578)	給与費（中学 校管理費）	△ 8,071			△ 8,071		
				3	職員手当等	△ 1,761	2(00579)	中学校管理費	13,830				13,830	維持管理費 13,491 消防設備不良箇所修繕 料 339
				4	共済費	△ 1,240								
				10	需用費	13,830								
				18	負担金補助 及び交付金	△ 699								
									目計	5,759				
2 中学校給食 費	139,583	△ 6,167	133,416	2	給料	△ 3,584	1(00586)	給与費（中学 校給食費）	△ 6,614			△ 6,614		
				3	職員手当等	△ 1,408	2(00587)	中学校給食費	447				447	維持管理費 447
				4	共済費	△ 1,049								
				10	需用費	447								
				18	負担金補助 及び交付金	△ 573								
									目計	△ 6,167				
3 中学校教育 振興費	139,185	7,193	146,378	7	報償費	216	1(00588)	中学校教育振 興費	7,193			(寄附) 96	7,097	スキー教室講師謝礼 216 各種大会参加負担金 6,687 各種大会参加補助金 290
				18	負担金補助 及び交付金	6,977								
								目計	7,193				96	7,097
計	484,293	6,785	491,078					6,785				96	6,689	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 社会教育総 務費	189,104	△ 12,269	176,835	2	給料	△ 7,003	1(00594) 給与費(社会 教育総務費)	△ 12,269				△ 12,269	
				3	職員手当等	△ 2,702							
				4	共済費	△ 1,734							
				18	負担金補助 及び交付金	△ 830							
					目計	△ 12,269							
4 図書館費	109,939	2,905	112,844	10	需用費	461	1(00607) 図書館管理運 営費	2,905				2,905	維持管理費 461 施設管理負担金 2,444
				18	負担金補助 及び交付金	2,444							
					目計	2,905							
計	1,161,293	△ 9,364	1,151,929				△ 9,364						

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 体育総務費	70,867	20,246	91,113	2	給料	9,023	1(00643) 給与費(体育 総務費)	20,246				20,246	
				3	職員手当等	6,576							
				4	共済費	3,203							
				18	負担金補助 及び交付金	1,444							
					目計	20,246							

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 体育施設費	312,373	1,699	314,072	10 需用費	1,145	1(00650) 社会体育館管 理費	1,145				1,145	維持管理費 1,145
				14 工事請負費	554	4(00652) プール管理費	554				554	福光プールエネルギー 棟 2 次側ラインポンプ 修繕工事 554
						目計	1,699				1,699	
計	401,376	21,945	423,321				21,945					

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 農業用施設 等災害復旧 費	38,402	22,602	61,004	14 工事請負費	22,602	1(00661) 農業用施設等 災害復旧費 (補 助)	22,602	(県補) 11,466	9,000	(分担) 221	1,915	災害復旧工事 22,602
						目計	22,602	11,466	9,000	221	1,915	
計	69,402	22,602	92,004				22,602	11,466	9,000	221	1,915	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.3月分) 10,304		291	37,355	6,742	44,097	
	議 員	18	83,400		(3.3月分) 32,110			115,510	26,664	142,174	
	その他の特別職	1,794	84,024					84,024		84,024	
	計	1,815	167,424	26,760	42,414		291	236,889	33,406	270,295	
補正前	長 等	3		26,760	(3.25月分) 10,147		291	37,198	6,726	43,924	
	議 員	18	83,400		(3.25月分) 31,623			115,023	26,664	141,687	
	その他の特別職	1,789	83,981					83,981		83,981	
	計	1,810	167,381	26,760	41,770		291	236,202	33,390	269,592	
比 較	長 等				157			157	16	173	
	議 員				487			487		487	
	その他の特別職	5	43					43		43	
	計	5	43		644			687	16	703	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(502) 636	563,974	2,126,453	1,087,923	3,778,350	718,418	4,496,768	
補正前	(499) 644	542,817	2,192,266	1,099,042	3,834,125	730,851	4,564,976	
比 較	(3) △ 8	21,157	△ 65,813	△ 11,119	△ 55,775	△ 12,433	△ 68,208	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	57,713	38,870	15,056	46,121	18,426	73,584		
	補正前	59,567	38,154	13,860	44,836	19,800	73,584		
	比 較	△ 1,854	716	1,196	1,285	△ 1,374			
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,440	3,273	483,938	327,392	22,110		
	補正前		1,440	3,256	498,498	323,152	22,895		
	比 較			17	△ 14,560	4,240	△ 785		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(19) 513		1,868,586	1,002,447	2,871,033	573,310	3,444,343	
補 正 前	(18) 519		1,932,407	1,013,102	2,945,509	586,057	3,531,566	
比 較	(1) △ 6		△ 63,821	△ 10,655	△ 74,476	△ 12,747	△ 87,223	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	57,713	38,870	15,056	39,829	12,444	73,584		
	補正前	59,567	38,154	13,860	38,480	13,818	73,584		
	比 較	△ 1,854	716	1,196	1,349	△ 1,374			
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,440	3,273	411,036	327,392	21,810		
	補正前		1,440	3,256	425,196	323,152	22,595		
	比 較			17	△ 14,160	4,240	△ 785		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(483) 123	563,974	257,867	85,476	907,317	145,108	1,052,425	
補 正 前	(481) 125	542,817	259,859	85,940	888,616	144,794	1,033,410	
比 較	(2) △ 2	21,157	△ 1,992	△ 464	18,701	314	19,015	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				6,292	5,982			
	補正前				6,356	5,982			
	比 較				△ 64				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				72,902		300		
	補正前				73,302		300		
	比 較				△ 400				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 65,813	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	6,830		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	6,174		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 78,817	人事異動等に伴う増減分 △ 76,825 会計年度任用職員に係る増減分 △ 1,992	
職員手当	△ 11,119	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	16,592	勤勉手当率の引き上げ0.10ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 27,711	人事異動等に伴う増減分 △ 27,247 会計年度任用職員に係る増減分 △ 464	

(3) 給料及び職員手当の状況

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	302,874		297,350		296,117
	平均給与月額	352,304		407,694		308,751
	平均年齢	42歳1月		43歳2月		54歳11月
令和4年1月1日現在	平均給料月額	307,986		271,700		296,035
	平均給与月額	344,014		310,400		306,563
	平均年齢	42歳4月		42歳2月		54歳4月

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年 10月1日現在	7級	8	1.68	4級			6級			5級			5級		
	6級	32	6.74	3級			5級			4級			4級		
	5級	80	16.84	2級			4級	1	50.00	3級	(1)	(100.00)	3級	36	100.00
	4級	96	20.21	1級			3級	1	50.00	2級			2級	(1)	(100.00)
	3級	93	19.58				2級			1級			1級		
	〃	(12)	(70.59)				1級								
	2級	77	16.21												
	〃	(1)	(5.88)												
	1級	89	18.74												
	〃	(4)	(23.53)												
		(17)	(100.00)							(1)	(100.00)		(1)	(100.00)	
	計	475	100.00					2	100.00					36	100.00
令和4年 1月1日現在	7級	8	1.67	4級			6級			5級			5級		
	6級	31	6.46	3級			5級			4級			4級		
	5級	87	18.13	2級			4級			3級	(2)	(100.00)	3級	37	100.00
	4級	99	20.63	1級			3級	1	100.00	2級			2級	(6)	(100.00)
	3級	86	17.90				2級			1級			1級		
	〃	(13)	(76.47)				1級								
	2級	86	17.92												
	1級	83	17.29												
	〃	(4)	(23.53)												
			(17)	(100.00)							(2)	(100.00)		(6)	(100.00)
	計	480	100.00					1	100.00					37	100.00

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	475		2		36	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	403		2		22	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1				
		2号給 (人)	7				1
		3号給 (人)	19				
		4号給 (人)	364		2		21
		5号給 (人)	1				
		6号給 (人)	11				
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
10号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	84.84		100.00		61.11		
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	481		1		37	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	406		1		22	
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	18				
		4号給 (人)	358		1		22
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	30				
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
10号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	84.41		100.00		59.46		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		
補正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.150	2.150	4.30		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		

() 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
		行政職
給料総額に対する比率 (%)	0.87	0.72
支給対象職員の比率 (%) (令和4年10月1日現在)	31.97	34.53
代表的な特殊勤務手当の名称	市税の徴収、用地交渉	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 なんと議会だより印刷製本業務	2,401			令和5年度	2,401				2,401
令和4年度 広報なんと印刷製本業務	9,898			令和5年度	9,898			838	9,060
令和4年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	9,293			令和5年度	9,293				9,293
令和4年度 IP電話システム保守管理業務委託	2,188			令和5年度	2,188				2,188
令和4年度 庁舎等電話機器・配線改修業務委託	1,045			令和5年度	1,045				1,045
令和4年度 庁舎日常清掃業務委託	5,578			令和5年度	5,578				5,578
令和4年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	1,412			令和5年度	1,412				1,412
令和4年度 南砺市役所空調設備保守点検業務委託	2,321			令和5年度	2,321				2,321
令和4年度 戸籍総合システム保守業務委託	7,128			令和5年度	7,128				7,128
令和4年度 自家用電気工作物保守管理業務委託	19,054			令和5年度 ～ 令和8年度	19,054				19,054
令和4年度 住基ネットシステム保守業務委託	4,616			令和5年度	4,616				4,616

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 コンビニ交付サービス利用料	6,270			令和5年度	6,270				6,270
令和4年度 戸籍総合システム・ブックレスソフトウェア使用料	9,372			令和5年度	9,372				9,372
令和4年度 いなみ交流館「ラフォーレ」指定管理料	267,175			令和5年度 ～ 令和9年度	267,175				267,175
令和4年度 井口体験交流センター指定管理料	105,300			令和5年度 ～ 令和9年度	105,300				105,300
令和4年度 ゆ〜楽源泉ポンプ計装盤修繕工事	3,058			令和4年度 ～ 令和5年度	3,058				3,058
令和4年度 老連が行う健康づくり事業委託	1,500			令和5年度	1,500	1,000			500
令和4年度 福光福祉の家「光龍館」指定管理料	51,900			令和5年度 ～ 令和9年度	51,900				51,900
令和4年度 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託	8,871			令和5年度	8,871			8,871	
令和4年度 地域住民グループ支援事業委託	7,230			令和5年度	7,230			7,230	
令和4年度 コーディネーター・協議体運営業務委託	3,460			令和5年度	3,460			3,460	
令和4年度 認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル設置事業委託	1,320			令和5年度	1,320			1,320	
令和4年度 緊急通報体制整備事業委託	2,477			令和5年度	2,477			2,373	104

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳 特定財源			
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
		令和4年度 緊急通報装置監視業務委託	528			令和5年度	528		
令和4年度 徘徊探知機支援事業委託	39			令和5年度	39			39	
令和4年度 地域包括ケアセンター屋内清掃業務委託	535			令和5年度	535				535
令和4年度 地域包括ケアセンター定期清掃業務委託	1,749			令和5年度	1,749				1,749
令和4年度 地域包括ケアセンター機械警備業務委託	103			令和5年度	103				103
令和4年度 地域包括ケアセンター昇降機保守点検業務委託	1,004			令和5年度 ～ 令和6年度	1,004				1,004
令和4年度 地域包括ケアセンター消防用設備保守点検業務委託	396			令和5年度	396				396
令和4年度 地域包括ケアセンター自動扉保守点検業務委託	121			令和5年度	121				121
令和4年度 地域包括ケアセンター空調機保守点検業務委託	900			令和5年度	900				900
令和4年度 旅川福祉交流館エレベーター保守点検業務委託	330			令和5年度	330				330
令和4年度 児童館（城端児童館「さくらっこ」等）指定管理料	182,585			令和5年度 ～ 令和9年度	182,585				182,585
令和4年度 予防接種業務委託	161,575			令和5年度	161,575	1,193		18,814	141,568

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 胸部レントゲン撮影・読影業務委託	12,460			令和5年度	12,460				12,460
令和4年度 集団がん検診等業務委託	23,089			令和5年度	23,089	1,163		6,353	15,573
令和4年度 新40歳人間ドック業務委託	791			令和5年度	791				791
令和4年度 人間ドック業務委託	11,967			令和5年度	11,967				11,967
令和4年度 妊娠出産包括支援業務委託	933			令和5年度	933	292		141	500
令和4年度 母子健康診査業務委託	29,638			令和5年度	29,638	875			28,763
令和4年度 妊婦歯科健康診査業務委託	396			令和5年度	396	120			276
令和4年度 桜ヶ池農産物直売所指定管理料	5,600			令和5年度 ～ 令和9年度	5,600				5,600
令和4年度 土地改良区施行事業補助金	2,764			令和5年度	2,764				2,764
令和4年度 散居景観保全事業補助金	6,690			令和5年度	6,690	3,339			3,351
令和4年度 井波彫刻総合会館及び都市公園（井波芸術の森）指定管理料	102,560			令和5年度 ～ 令和9年度	102,560				102,560
令和4年度 井波商業観光拠点施設「よいとこ井波」指定管理料	31,355			令和5年度 ～ 令和9年度	31,355				31,355

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 クリエイタープラザ指定管理料	41,818			令和5年度 ～ 令和9年度	41,818				41,818
令和4年度 赤祖父レイクサイドパーク指定管理料	25,750			令和5年度 ～ 令和9年度	25,750				25,750
令和4年度 国民宿舎「五箇山荘」指定管理料	26,874			令和5年度 ～ 令和7年度	26,874				26,874
令和4年度 都市公園（閑乗寺公園）指定管理料	16,670			令和5年度 ～ 令和9年度	16,670				16,670
令和4年度 外国語指導助手業務委託	21,763			令和5年度	21,763				21,763
令和4年度 城端小学校空調機更新工事	13,497			令和4年度 ～ 令和5年度	13,497				13,497
令和4年度 小中学校給食調理等業務委託	542,389			令和5年度 ～ 令和7年度	542,389				542,389
令和4年度 スクールバス運行業務委託	46,177			令和5年度	46,177				46,177
令和4年度 中央図書館エレベーター制御基盤取替工事	373			令和4年度 ～ 令和5年度	373				373
令和4年度 文化芸術アーカイブズホームページ保守業務委託	275			令和5年度	275	138			137
令和4年度 城端曳山会館・土蔵群蔵回廊年間警備業務委託	449			令和5年度 ～ 令和6年度	449				449
令和4年度 城端曳山会館消防用設備等点検業務委託	145			令和5年度	145				145

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳 特定財源			
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
		令和4年度 城端曳山会館及び蔵回廊定期清掃業務委託	315			令和5年度	315		
令和4年度 福光美術館定期清掃業務委託	1,540			令和5年度	1,540				1,540
令和4年度 福野産業文化会館指定管理料	15,456			令和5年度 ～ 令和7年度	15,456				15,456
令和4年度 体育施設（城端温水プール等）指定管理料	530,425			令和5年度 ～ 令和9年度	530,425				530,425
84件（既設定分）	5,155,799		1,663,332		3,492,467	129,139	180,800	42,488	3,140,040
合計	7,550,690		1,663,332		5,887,358	137,259	180,800	92,455	5,476,844

地方債の令和3年度末における現在高及び令和4年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和3年度末 現在高額	令和3年度 繰越事業 起債見込額	令和4年度中増減見込額						令和4年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,503,110	235,500	403,500		403,500	422,500		422,500	3,719,610
(1) 総務債	40,591					8,153		8,153	32,438
(2) 民生債	114,503					59,347		59,347	55,156
(3) 衛生債	385,225		58,300		58,300	21,069		21,069	422,456
(4) 農林水産業債	445,927	153,000	113,700		113,700	18,289		18,289	694,338
(5) 商工債	30,421					3,367		3,367	27,054
(6) 土木債	1,102,179	2,900	107,800		107,800	193,397		193,397	1,019,482
(7) 消防債	22,294					2,145		2,145	20,149
(8) 教育債	1,361,970	79,600	123,700		123,700	116,733		116,733	1,448,537
2. 災害復旧債	161,649		41,000	9,000	50,000	25,968		25,968	185,681
(1) 補助災害復旧債	159,765		41,000	9,000	50,000	25,341		25,341	184,424
(2) 単独災害復旧債	1,884					627		627	1,257
3. その他	37,265,700	534,500	1,869,000		1,869,000	4,638,559		4,638,559	35,030,641
(1) 辺地対策事業債	1,783,432	79,600	251,600		251,600	229,579		229,579	1,885,053
(2) 過疎対策事業債	9,304,926	338,400	1,234,700		1,234,700	939,314		939,314	9,938,712
(3) 合併特例債	9,880,546					1,740,761		1,740,761	8,139,785
(4) 全国防災事業債	205,764					10,988		10,988	194,776
(5) 緊急防災・減災事業債	2,445,293		36,800		36,800	481,165		481,165	2,000,928
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	36,000					4,499		4,499	31,501
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	141,100	116,500				3,962		3,962	253,638
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	60,300		13,400		13,400	1,812		1,812	71,888
(9) 減税補填債	63,157					22,440		22,440	40,717
(10) 臨時財政対策債	13,298,891		330,000		330,000	1,204,039		1,204,039	12,424,852
(11) 減収補てん債	46,291								46,291
(12) 緊急浚渫推進事業債			2,500		2,500				2,500
合計	40,930,459	770,000	2,313,500	9,000	2,322,500	5,087,027		5,087,027	38,935,932

議案第 89 号

令和 4 年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,093 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187,393 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		130,073	1,093	131,166
	1. 繰入金	130,073	1,093	131,166
歳入合計		186,300	1,093	187,393

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		159,157	1,093	160,250
	1. 事業費	159,157	1,093	160,250
歳 出 合 計		186,300	1,093	187,393

第2表

債務負担行為

事項	期間	限度額
令和4年度 市営バス運行業務委託 通常運行分（城端、平、利賀、福野 及び福光）	令和5年度	千円 98,738

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	130,073	1,093	131,166
歳入合計	186,300	1,093	187,393

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	159,157	1,093	160,250			1,093	
歳 出 合 計	186,300	1,093	187,393			1,093	

2. 歳入

第4款 繰入金

第1項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	130,073	1,093	131,166	1 一般会計繰入金	1,093	一般会計繰入金 1,093
計	130,073	1,093	131,166			

3. 歳出
第1款 事業費

第1項 事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明
				区 分	金額			特定財源		一般財源	
								国県支出金	地方債		
1 事業費	159,157	1,093	160,250	10 需用費	1,093	8(00721) 市営バス車両 管理費			(繰入) 1,093		車両修繕料 1,093
						目計	1,093			1,093	
計	159,157	1,093	160,250				1,093		1,093		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 市営バス運行業務委託通常運行分(城端、平、利賀、福野及び福光)	98,738			令和5年度	98,738			98,738	
1件(既設定分)	97,081				97,081			97,081	
合計	195,819				195,819			195,819	

議案第90号

令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,045千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,197,345千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		396,746	221	396,967
	1. 繰入金	396,746	221	396,967
11. 繰越金		30,000	3,824	33,824
	1. 繰越金	30,000	3,824	33,824
歳入合計		5,193,300	4,045	5,197,345

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		86,319	22	86,341
	1. 総務管理費	79,168	22	79,190
3. 国民健康保険事業 費納付金		1,253,719	151	1,253,870
	1. 医療給付費分	864,073	128	864,201
	2. 後期高齢者支援金 等分	298,850	23	298,873
11. 諸支出金		36,846	3,872	40,718
	1. 償還金及び還付加 算金	7,721	3,872	11,593
歳 出 合 計		5,193,300	4,045	5,197,345

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和4年度 人間ドック業務委託	令和5年度	千円 8,575
令和4年度 特定健康診査集団健診業務委託	令和5年度	3,530
令和4年度 感染性廃棄物処理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	6

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金	396,746	221	396,967
11. 繰越金	30,000	3,824	33,824
歳入合計	5,193,300	4,045	5,197,345

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	86,319	22	86,341			22	
3. 国民健康保険事業費納付金	1,253,719	151	1,253,870				151
11. 諸支出金	36,846	3,872	40,718			199	3,673
歳 出 合 計	5,193,300	4,045	5,197,345			221	3,824

2. 歳入

第 10 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	323,310	221	323,531	1		事務費繰入金 22
				一般会計繰入金	22	
				2		令和2年度特別調整交付金(直診特別分)) 返還金 199
2 病院事業会計繰入金					199	
計	396,746	221	396,967			

第 11 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	30,000	3,824	33,824	1		前年度繰越金 3,824
					3,824	
前年度繰越金						
計	30,000	3,824	33,824			

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	79,168	22	79,190	2	△ 44	1(00725) 給与費(国民健康保険事業費)	22			(繰入) 22		
				3	289							
				4	△ 216							
				18	△ 7							
												目計
計	79,168	22	79,190				22				22	

第3款 国民健康保険事業費納付金

第1項 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 退職被保険者等医療給付費分	200	128	328	18	128	1(00744) 退職被保険者等医療給付費分	128				128	令和3年度国民健康保険事業費納付金(退職分)追加納付金 128
計	864,073	128	864,201				128				128	

第3款 国民健康保険事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	50	23	73	18	23	1(01135) 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	23				23	令和3年度国民健康保険事業費納付金(退職分)追加納付金 23

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 2 項 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	23				23	
計	298,850	23	298,873				23				23	

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 償還金	0	3,872	3,872	22 償還金利子 及び割引料	3,872	1(00772) 償還金	3,872			(繰入) 199	3,673	令和3年度富山県国民 健康保険保険給付費等 交付金（普通交付金） 返還金 2,658 令和3年度特別調整交 付金返還金 84 令和2年度特別調整交 付金返還金 1,130
						目計	3,872			199	3,673	
計	7,721	3,872	11,593				3,872			199	3,673	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(11) 10	2,822	31,801	16,595	51,218	9,640	60,858	
補 正 前	(11) 9	2,822	31,845	16,306	50,973	9,856	60,829	
比 較	1		△ 44	289	245	△ 216	29	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	876	312	966		2,000		
	補正前	429	798		920		2,000		
	比 較		78	312	46				
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				6,569	4,878	565		
	補正前			89	6,858	4,852	360		
	比 較			△ 89	△ 289	26	205		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(1) 9		30,401	16,206	46,607	8,980	55,587	
補 正 前	(1) 8		30,445	15,917	46,362	9,196	55,558	
比 較	1		△ 44	289	245	△ 216	29	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	876	312	910		2,000		
	補正前	429	798		864		2,000		
	比 較		78	312	46				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				6,236	4,878	565		
	補正前			89	6,525	4,852	360		
	比 較			△ 89	△ 289	26	205		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(10) 1	2,822	1,400	389	4,611	660	5,271	
補 正 前	(10) 1	2,822	1,400	389	4,611	660	5,271	
比 較								

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				56				
	補正前				56				
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				333				
	補正前				333				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 44	給与改定に伴う増減分	203		
		昇給に伴う増加分	127		
		その他の増減分	△ 374	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	289	制度改正に伴う増減分	264	勤勉手当率の引き上げ0.10ヶ月	
		その他の増減分	25	人事異動等に伴う増減分 △ 264 その他手当の増減分 289	

(3) 給料及び職員手当の状況

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	263,189				
	平均給与月額	314,172				
	平均年齢	41歳1月				
令和4年1月1日現在	平均給料月額	290,563				
	平均給与月額	316,953				
	平均年齢	39歳11月				

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	高校卒	150,600	0	0	0	147,900
	短大卒	163,100	0	163,100	192,400	0
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	0

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	11.11	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	22.22	1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	〃	(1)	(100.00)				1級								
	2級	4	44.44												
1級	2	22.22													
	計	(1)	(100.00)	計			計			計			計		
令和4年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	12.50	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	25.00	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	12.50				2級			1級			1級		
	〃	(1)	(100.00)				1級								
	2級	3	37.50				1級								
1級	1	12.50													
	計	(1)	(100.00)	計			計			計			計		

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	9					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1				
		4号給 (人)	6				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	1				
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	88.89						
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	8					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	7				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	87.50						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		
補正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.150	2.150	4.30		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		

() 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 人間ドック業務委託	8,575			令和5年度	8,575	1,054			7,521
令和4年度 特定健康診査集団健診業務委託	3,530			令和5年度	3,530	1,660			1,870
令和4年度 感染性廃棄物処理業務委託	6			令和5年度 ～ 令和6年度	6				6
3件（既設定分）	42,087		4		42,083	2,100		17,960	22,023
合計	54,198		4		54,194	4,814		17,960	31,420

議案第91号

令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ383,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		155,917	17,079	172,996
	1. 外来収入	118,416	17,079	135,495
4. 繰入金		207,147	△ 12,040	195,107
	1. 繰入金	207,147	△ 12,040	195,107
歳入合計		378,133	5,039	383,172

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		265,965	5,039	271,004
	1. 施設管理費	265,965	5,039	271,004
歳 出 合 計		378,133	5,039	383,172

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和4年度 感染性廃棄物処理業務 委託	令和5年度から 令和6年度まで	千円 858

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	155,917	17,079	172,996
4. 繰入金	207,147	△ 12,040	195,107
歳入合計	378,133	5,039	383,172

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	265,965	5,039	271,004			△ 12,040	17,079
歳 出 合 計	378,133	5,039	383,172			△ 12,040	17,079

2. 歳入

第 1 款 診療収入

第 1 項 外来収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険診療報酬収入	14,152	17,079	31,231	1 医科診療分	17,079	医科診療現年度分(国保) 17,079
計	118,416	17,079	135,495			

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	207,147	△ 12,040	195,107	1 一般会計繰入金	△ 12,040	一般会計繰入金 △12,040
計	207,147	△ 12,040	195,107			

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明										
				区 分	金額			特定財源			一般財源											
								国県支出金	地方債	その他												
1 一般管理費	265,965	5,039	271,004	1	報酬	18,836	1(00780) 給与費(国保 診療所事業費)	△	19,181			(繰入) △12,040	△	7,141								
				2	給料	△ 8,225																
				3	職員手当等	△ 7,017										2(00781) 一般管理費	24,220				24,220	会計年度任用職員(平 診療所、南砺家庭・地 域医療センター) ・報酬 4人 18,836 ・費用弁償 1,994 維持管理費 3,390
				4	共済費	△ 2,624																
				8	旅費	1,994																
				10	需用費	3,390																
				18	負担金補助 及び交付金	△ 1,315																
																目計	5,039					△
計	265,965	5,039	271,004								△	12,040	17,079									

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(19) 16	59,135	63,226	58,310	180,671	23,880	204,551	
補 正 前	(16) 17	40,299	71,451	65,327	177,077	26,504	203,581	
比 較	(3) △ 1	18,836	△ 8,225	△ 7,017	3,594	△ 2,624	970	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,325	579	349	1,688	11,360	1,000		
	補正前	2,325	840	912	2,024	9,840	1,000		
	比 較		△ 261	△ 563	△ 336	1,520			
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	139	14,993	10,329	535	14,813	
	補正前		200	125	17,056	11,344	1,145	18,516	
	比 較			14	△ 2,063	△ 1,015	△ 610	△ 3,703	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(1) 16		63,226	56,344	119,570	21,469	141,039	
補 正 前	(1) 17		71,451	63,361	134,812	24,093	158,905	
比 較	△ 1		△ 8,225	△ 7,017	△ 15,242	△ 2,624	△ 17,866	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,325	579	349	1,688	11,360	1,000		
	補正前	2,325	840	912	2,024	9,840	1,000		
	比 較		△ 261	△ 563	△ 336	1,520			
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	139	13,027	10,329	535	14,813	
	補正前		200	125	15,090	11,344	1,145	18,516	
	比 較			14	△ 2,063	△ 1,015	△ 610	△ 3,703	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(18)	59,135		1,966	61,101	2,411	63,512	
補 正 前	(15)	40,299		1,966	42,265	2,411	44,676	
比 較	(3)	18,836			18,836		18,836	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後				1,966				
	補正前				1,966				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 8,225	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	190		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	260		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 8,675	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 7,017	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	536	勤勉手当率の引き上げ0.10ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 7,553	人事異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	295,833	360,800	328,800	307,563	
	平均給与月額	349,249	993,170	334,100	344,283	
	平均年齢	42歳9月	36歳12月	58歳4月	53歳6月	
令和4年1月1日現在	平均給料月額	303,100	375,780	328,800	326,588	
	平均給与月額	324,905	859,061	334,100	340,728	
	平均年齢	41歳7月	33歳5月	57歳7月	57歳3月	

イ 初任給

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	高校卒	150,600	0	0	0	147,900
	短大卒	163,100	0	163,100	192,400	0
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	0

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級	1	25.00	5級			4級	1	12.50	4級		
	5級			2級	2	50.00	4級			3級	4	50.00	3級		
	4級	1	33.33	1級	1	25.00	3級	1	100.00	2級	3	37.50	2級		
	3級	2	66.67				2級			"	(1)	(100.00)	1級		
2級						1級			1級						
1級															
計	3	100.00	計	4	100.00	計	1	100.00	計	(1)	(100.00)	計			
令和4年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級	1	20.00	5級			4級	1	12.50	4級		
	5級			2級	4	80.00	4級			3級	5	62.50	3級		
	4級	1	33.33	1級			3級	1	100.00	2級	2	25.00	2級		
	3級	2	66.67				2級			"	(1)	(100.00)	1級		
2級						1級			1級						
1級															
計	3	100.00	計	5	100.00	計	1	100.00	計	(1)	(100.00)	計			

()内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	3	4	1	8		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	4		3		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)				1	
		3号給 (人)		2			
		4号給 (人)	3	2		2	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
9号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00		37.50			
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	3	5	1	8		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	5		2		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	3	5		2	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
9号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00		25.00			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		
補正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.150	2.150	4.30		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		

()内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
		医療職(1)
給料総額に対する比率(%)	17.97	17.97
支給対象職員の比率(%)	25.00	25.00
代表的な特殊勤務手当の名称	医師業務、医師研究業務	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出見込額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 感染性廃棄物処理業務委託	858			令和5年度 ～ 令和6年度	858				858
5件（既設定分）	18,993		155		18,838				18,838
合計	19,851		155		19,696				19,696

議案第92号

令和4年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,156,681千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		132,373	2,605	134,978
	1. 繰入金	132,373	2,605	134,978
歳入合計		213,076	2,605	215,681

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護福祉支援事業 費		193,005	2,605	195,610
	1. 介護福祉支援事業 費	186,760	2,605	189,365
歳 出 合 計		213,076	2,605	215,681

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	132,373	2,605	134,978
歳入合計	213,076	2,605	215,681

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護福祉支援事業費	193,005	2,605	195,610			2,605	
歳 出 合 計	213,076	2,605	215,681			2,605	

2. 歳入

第3款 繰入金

第1項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	132,373	2,605	134,978	1 一般会計繰入金	2,605	在宅介護支援センター運営費繰入金 1,751 ホームヘルプステーション運営費繰入金 854
計	132,373	2,605	134,978			

3. 歳出
第1款 介護福祉支援事業費

第1項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 在宅介護支援センター事業費	90,131	1,751	91,882	2	588	1(00812) 給与費（在宅介護支援センター事業費）	1,751			(繰入) 1,751		
				3	1,059							
				4	10							
				18	94							
												目計
3 ホームヘルプステーション運営費	39,075	854	39,929	2	745	1(00823) 給与費（ホームヘルプステーション運営費）	854			(繰入) 854		
				3	△107							
				4	97							
				18	119							
												目計
計	186,760	2,605	189,365				2,605				2,605	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(9) 16	8,986	56,398	25,544	90,928	17,687	108,615	
補 正 前	(9) 16	8,986	55,065	24,592	88,643	17,580	106,223	
比 較			1,333	952	2,285	107	2,392	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		438	264	1,566		2,500		
	補正前		198	684	1,409		2,500		
	比 較		240	△ 420	157				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	12,504	7,685	550		
	補正前				12,419	7,262	120		
	比 較			37	85	423	430		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	11		44,202	22,263	66,465	13,576	80,041	
補 正 前	11		42,869	21,311	64,180	13,469	77,649	
比 較			1,333	952	2,285	107	2,392	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		438	264	1,214		2,500		
	補正前		198	684	1,057		2,500		
	比 較		240	△ 420	157				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	9,575	7,685	550		
	補正前				9,490	7,262	120		
	比 較			37	85	423	430		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(9) 5	8,986	12,196	3,281	24,463	4,111	28,574	
補 正 前	(9) 5	8,986	12,196	3,281	24,463	4,111	28,574	
比 較								

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				352				
	補正前				352				
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				2,929				
	補正前				2,929				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,333	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	129	
		その他の増減分	1,204	人事異動等に伴う増減分
職員手当	952	制度改正に伴う増減分	367	勤勉手当率の引き上げ0.10ヶ月
		その他の増減分	585	人事異動等に伴う増減分

(3) 給料及び職員手当の状況

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	333,882				
	平均給与月額	373,895				
	平均年齢	47歳12月				
令和4年1月1日現在	平均給料月額	332,380				
	平均給与月額	370,503				
	平均年齢	46歳7月				

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	高校卒	150,600	0	0	0	147,900
	短大卒	163,100	0	163,100	192,400	0
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	0

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級	6	54.55	1級			3級			2級			2級		
	3級	5	45.45				2級			1級			1級		
	計	11	100.00	計			計			計			計		
令和4年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級	6	60.00	1級			3級			2級			2級		
	3級	3	30.00				2級			1級			1級		
	2級	1	10.00				1級								
	計	10	100.00	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	11					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1				
		4号給 (人)	9				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	90.91						
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	11					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	10				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	90.91						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.150	2.250	4.40	有	
補正前	2.150	2.150	4.30	有	
国の制度	2.150	2.250	4.40	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

議案第93号

令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸収入		3,593	300	3,893
	1. 雑入	257	300	557
6. 県支出金		0	152	152
	1. 県補助金	0	152	152
8. 繰入金		18,966	△ 15,652	3,314
	1. 繰入金	18,966	△ 15,652	3,314
歳入合計		247,252	△ 15,200	232,052

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		241,700	△ 15,200	226,500
	1. 事業費	241,700	△ 15,200	226,500
歳 出 合 計		247,252	△ 15,200	232,052

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和4年度 活動車両リース3台	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,386

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 諸収入	3,593	300	3,893
6. 県支出金	0	152	152
8. 繰入金	18,966	△ 15,652	3,314
歳入合計	247,252	△ 15,200	232,052

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	241,700	△ 15,200	226,500	152		300	△ 15,652
歳 出 合 計	247,252	△ 15,200	232,052	152		300	△ 15,652

2. 歳入

第 4 款 諸収入

第 1 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	257	300	557	1 雑入	300	富山県看護協会訪問看護ステーションサ ポート事業補助金 300
計	257	300	557			

第 6 款 県支出金

第 1 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	0	152	152	1 県補助金	152	富山県訪問看護師資質向上事業費補助金 [1/4] 152
計	0	152	152			

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	18,966	△ 15,652	3,314	1 財政調整基金繰入金	△ 15,652	財政調整基金繰入金 △15,652
計	18,966	△ 15,652	3,314			

3. 歳出
第1款 事業費

第1項 事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区 分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
1 事業費	241,700	△ 15,200	226,500	1	報酬	588	1(00839) 給与費(訪問 看護事業費)	△ 14,753				△ 14,753		
				2	給料	△ 6,945	2(00840) 訪問看護事業 費	△ 447	(県補)		(諸収)	△ 899	会計年度任用職員	588
				3	職員手当等	△ 5,307			152		300		・報酬 1人	△1,511
				4	共済費	△ 2,137							・給料 1人	△273
				10	需用費	250							・社会保険料	△101
				11	役務費	500							訪問看護活動車両	250
				13	使用料及び 賃借料	100							・車両部品等購入	500
				18	負担金補助 及び交付金	△ 2,249							・修理手数料	100
										目計	△ 15,200	152		300
計	241,700	△ 15,200	226,500				△ 15,200	152		300	△ 15,652			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(3) 27	2,644	106,875	53,797	163,316	32,131	195,447	
補 正 前	(1) 30	2,056	113,820	59,104	174,980	34,268	209,248	
比 較	(2) △ 3	588	△ 6,945	△ 5,307	△ 11,664	△ 2,137	△ 13,801	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	950	1,020	606	1,717	3,782	5,528		
	補正前	1,470	1,458	1,152	1,915	3,750	5,500		
	比 較	△ 520	△ 438	△ 546	△ 198	32	28		
の 内 訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	22,221	17,276	660		
	補正前				24,897	18,242	720		
	比 較			37	△ 2,676	△ 966	△ 60		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(1) 27		105,363	53,202	158,565	31,312	189,877	
補 正 前	29		110,797	58,236	169,033	33,348	202,381	
比 較	(1) △ 2		△ 5,434	△ 5,034	△ 10,468	△ 2,036	△ 12,504	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	950	1,020	606	1,684	3,750	5,500		
	補正前	1,470	1,458	1,152	1,851	3,750	5,500		
	比 較	△ 520	△ 438	△ 546	△ 167				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	21,719	17,276	660		
	補正前				24,093	18,242	720		
	比 較			37	△ 2,374	△ 966	△ 60		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(2)	2,644	1,512	595	4,751	819	5,570	
補 正 前	(1) 1	2,056	3,023	868	5,947	920	6,867	
比 較	(1) △ 1	588	△ 1,511	△ 273	△ 1,196	△ 101	△ 1,297	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				33	32	28		
	補正前				64				
	比 較				△ 31	32	28		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				502				
	補正前				804				
	比 較				△ 302				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 6,945	給与改定に伴う増減分	84		
		昇給に伴う増加分	254		
		その他の増減分	△ 7,283	人事異動等に伴う増減分 △ 5,772 会計年度任用職員に係る増減分 △ 1,511	
職員手当	△ 5,307	制度改正に伴う増減分	862	勤勉手当率の引き上げ0.10ヶ月	
		その他の増減分	△ 6,169	人事異動等に伴う増減分 △ 5,896 会計年度任用職員に係る増減分 △ 273	

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	290,075		285,071	325,138	
	平均給与月額	364,775		299,633	366,987	
	平均年齢	40歳1月		44歳6月	53歳10月	
令和4年1月1日現在	平均給料月額	285,250		283,400	341,335	
	平均給与月額	317,381		304,795	378,614	
	平均年齢	40歳5月		42歳12月	53歳11月	

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	高校卒	150,600	0	0	0	147,900
	短大卒	163,100	0	163,100	192,400	0
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	0

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級	1	6.25	5級		
	6級			3級			5級			4級	1	6.25	4級		
	5級	1	25.00	2級			4級	1	14.29	3級	12	75.00	3級		
	4級			1級			3級	5	71.42	2級	2	12.50	2級		
	3級	2	50.00				2級	1	14.29	1級			1級		
	2級	1	25.00				1級								
	1級														
計	4	100.00	計			計	7	100.00	計	16	100.00	計			
令和4年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級	2	11.76	5級		
	6級			3級			5級			4級	2	11.76	4級		
	5級	1	25.00	2級			4級	1	12.50	3級	13	76.48	3級		
	4級			1級			3級	6	75.00	2級			2級		
	3級	2	50.00				2級	1	12.50	1級			1級		
	2級	1	25.00				1級								
	1級														
計	4	100.00	計			計	8	100.00	計	17	100.00	計			

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	4		7	16		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4		6	10		
	号給数別内訳	1号給 (人)				1	
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	4		6	9	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	100.00		85.71	62.50			
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	4		8	17		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4		7	9		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	4		7	9	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	100.00		87.50	52.94			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		
補正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.150	2.150	4.30		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		

()内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		医療職(2)	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	3.54	1.08	2.46
支給対象職員の比率(%)	85.19	25.93	59.26
代表的な特殊勤務手当の名称	緊急呼出業務		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳 特定財源			
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
						令和5年度 ～ 令和6年度			
令和4年度 活動車両リース3台	1,386				1,386				1,386
2件（既設定分）	6,411				6,411				6,411
合計	7,797				7,797				7,797

議案第94号

令和4年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和4年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和4年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業収益	3,866,076 千円	29,900 千円	3,895,976 千円
第2項 医業外収益	417,332 千円	29,900 千円	447,232 千円
第2款 公立南砺中央病院事業収益	2,713,719 千円	9,828 千円	2,723,547 千円
第2項 医業外収益	428,416 千円	9,828 千円	438,244 千円
第3款 病院統括事業収益	37,484 千円	144 千円	37,628 千円
第1項 医業外収益	37,484 千円	144 千円	37,628 千円
収入合計	6,617,279 千円	39,872 千円	6,657,151 千円
支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	3,935,067 千円	△ 24,126 千円	3,910,941 千円
第1項 医業費用	3,894,996 千円	△ 24,126 千円	3,870,870 千円
第2款 公立南砺中央病院事業費用	2,743,438 千円	△ 36,472 千円	2,706,966 千円
第1項 医業費用	2,688,699 千円	△ 36,671 千円	2,652,028 千円
第3項 特別損失	0 千円	199 千円	199 千円
第3款 病院統括事業費用	44,401 千円	144 千円	44,545 千円
第1項 医業費用	37,440 千円	144 千円	37,584 千円
支出合計	6,722,906 千円	△ 60,454 千円	6,662,452 千円

(債務負担行為)

第3条 令和4年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)第4条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
(追加)		千円
一般廃棄物処理業務委託	令和5年度	4,884
給食調理業務委託	令和5年度	50,688
全身麻酔装置保守業務委託	令和5年度	946
電話交換機保守業務委託	令和5年度	260
利用者送迎バス運転業務委託	令和5年度	3,018
経営強化プラン等策定支援業務委託	令和5年度	8,800
デイケアセンター事務等業務委託	令和5年度	3,348
地域連携室事務業務委託	令和5年度	8,340
クレジットカード利用手数料	令和5年度	610
消防用設備等点検業務委託	令和5年度～令和6年度	1,060
施設管理業務委託	令和5年度～令和6年度	55,540
感染性廃棄物処理業務委託	令和5年度～令和6年度	33,684
昇降機維持管理業務委託	令和5年度～令和9年度	10,870

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)
第4条 予算第8条第1号中「4,090,357千円」を「3,991,424千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)
第5条 予算第9条中「205,381千円」を「205,525千円」に改める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和4年度 南砺市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出の補正

収 入 款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 収益			3,866,076	29,900	3,895,976	
	2 医業外収益		417,332	29,900	447,232	
		3 補助金	15,708	29,900	45,608	富山県新型コロナウイルス感染症患者等の 病床確保事業費補助金 29,900 千円
2 公立南砺中央病院 事業収益			2,713,719	9,828	2,723,547	
	2 医業外収益		428,416	9,828	438,244	
		3 補助金	5,629	9,828	15,457	富山県新型コロナウイルス感染症患者等の 病床確保事業費補助金 9,828 千円
3 病院統括事業収益			37,484	144	37,628	
	1 医業外収益		37,484	144	37,628	
		1 他会計補助金	36,750	144	36,894	一般会計補助金 144 千円

支 出 款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 費用			3,935,067	△ 24,126	3,910,941	
	1 医業費用		3,894,996	△ 24,126	3,870,870	
		1 給与費	2,488,912	△ 43,746	2,445,166	(給料 △ 18,767) 医師給 9,927 千円 看護師給 △ 23,079 千円 医療技術員給 △ 9,064 千円

						事務員給 1,544 千円 介護福祉職員給 △ 94 千円 その他職員給 1,999 千円 (手当 11,062) 医師手当 △ 13,704 千円 看護師手当 15,009 千円 医療技術員手当 6,584 千円 事務員手当 907 千円 介護福祉職員手当 1,206 千円 その他職員手当 1,060 千円 (報酬 △ 11,555) 医師報酬 △ 5,646 千円 その他職員報酬 △ 5,909 千円 (法定福利費 △ 20,149) 共済組合負担金 373 千円 退職手当組合負担金 △ 19,682 千円 その他法定福利費 △ 840 千円 (賞与引当金繰入額 △ 3,569) 賞与引当金繰入金 △ 3,569 千円 (法定福利費引当金繰入額 △ 768) 法定福利費引当金繰入金 △ 768 千円 光熱水費 19,620 千円
		3 経費	623,969	19,620	643,589	
2 公立南砺中央病院 事業費用			2,743,438	△ 36,472	2,706,966	
	1 医業費用		2,688,699	△ 36,671	2,652,028	
		1 給与費 一般・医療型療養	1,460,812	△ 55,445	1,405,367	(給料 △ 17,750) 医師給 1,147 千円 看護師給 △ 17,659 千円 医療技術員給 △ 7,120 千円 事務員給 2,012 千円 介護福祉職員給 129 千円 その他職員給 3,741 千円 (手当 △ 11,205) 医師手当 △ 4,910 千円 看護師手当 388 千円 医療技術員手当 △ 6,171 千円 事務員手当 △ 229 千円

					介護福祉職員手当	△ 1,286 千円
					その他職員手当	1,003 千円
					(報酬)	△ 16,621)
					医師報酬	△ 7,768 千円
					その他職員報酬	△ 8,853 千円
					(法定福利費)	△ 10,174)
					共済組合負担金	△ 7,091 千円
					退職手当組合負担金	△ 2,753 千円
					退職手当組合特別負担金	2,000 千円
					その他法定福利費	△ 2,330 千円
					(賞与引当金繰入額)	130)
					賞与引当金繰入金	130 千円
					(法定福利費引当金繰入額)	175)
					法定福利費引当金繰入金	175 千円
	介護型療養	89,728	△ 1,598	88,130		
					(給料)	△ 154)
					介護福祉職員給	△ 154 千円
					(手当)	△ 1,623)
					医師手当	△ 808 千円
					看護師手当	455 千円
					介護福祉職員手当	△ 1,270 千円
					(法定福利費)	179)
					共済組合負担金	172 千円
					退職手当組合負担金	7 千円
3 経費						
一般・医療型療養	528,625	16,800	545,425	光熱水費	16,800 千円	
介護型療養	31,791	1,860	33,651	光熱水費	1,860 千円	
4 へき地巡回診療費	29,467	1,712	31,179			
					(給料)	37)
					医師給	37 千円
					(手当)	1,680)
					医師手当	1,364 千円
					看護師手当	316 千円
					(法定福利費)	△ 5)
					共済組合負担金	△ 10 千円
					退職手当組合負担金	5 千円

	3 特別損失		0	199	199	
		2 過年度損益修正損	0	199	199	令和2年度国保特別調整交付金返還金 199 千円
3 病院統括事業費用			44,401	144	44,545	
	1 医業費用		37,440	144	37,584	
		1 給与費	17,734	144	17,878	
						(手当 87) 事務員手当 87 千円 (法定福利費 18) 共済組合負担金 18 千円 (賞与引当金繰入額 31) 賞与引当金繰入金 31 千円 (法定福利費引当金繰入額 8) 法定福利費引当金繰入金 8 千円

令和4年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 14,965
減価償却費	260,413
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 24,273
賞与引当金の増減(△は減少)	△ 3,884
貸倒引当金の増減(△は減少)	100
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 175
受取利息	△ 100
支払利息	30,825
小計	250,941
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 30,825
業務活動によるキャッシュ・フロー	220,216

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 166,541
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 166,541

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	135,200
企業債の償還による支出	△ 294,913
一般会計からの出資による収入	180,954
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,241

資金増減額	74,916
資金期首残高	1,511,133
資金期末残高	1,586,049

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 558
減価償却費	193,660
固定資産除却費	3,757
過年度損益修正損	△ 199
長期前受金戻入	△ 27,986
賞与引当金の増減(△は減少)	△ 8,135
未払金の増減(△は減少)	△ 543
受取利息	10
支払利息	47,024
小計	207,030
利息の受取額	△ 10
利息の支払額	△ 47,024
業務活動によるキャッシュ・フロー	159,996

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 196,697
無形固定資産の取得による支出	△ 5,996
国庫補助金等による収入	4,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 198,293

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	175,000
企業債の償還による支出	△ 365,175
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 146,000
一般会計からの出資による収入	231,955
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 104,220</u>
資金増減額	△ 142,517
資金期首残高	776,652
資金期末残高	<u>634,135</u>
3. 病院統括事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 6,917
修学資金返還免除額	6,850
賞与引当金の増減(△は減少)	4
支払利息	22
小計	<u>△ 41</u>
利息の支払額	<u>△ 22</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 63</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
修学資金貸付による支出	△ 12,000
修学資金貸付の償還による収入	950
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 11,050</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 2,723
一般会計からの出資による収入	11,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>8,327</u>
資金増減額	△ 2,786
資金期首残高	50,577
資金期末残高	<u>47,791</u>

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(117) 476	346,404	1,634,437	1,279,363	3,260,204	731,220	3,991,424
補正前	(119) 467	374,580	1,671,071	1,282,770	3,328,421	761,936	4,090,357
比 較	(△ 2) 9	△ 28,176	△ 36,634	△ 3,407	△ 68,217	△ 30,716	△ 98,933

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	41,878	28,876	18,562	34,112	345,315	58,549	88,566	24,019
	補正前	39,310	31,391	19,446	35,687	298,978	54,419	76,992	24,029
	比 較	2,568	△ 2,515	△ 884	△ 1,575	46,337	4,130	11,574	△ 10
職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	27,753		222	336,497	253,984	21,030		
	補正前	65,754		311	351,121	263,117	22,215		
	比 較	△ 38,001		△ 89	△ 14,624	△ 9,133	△ 1,185		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	418		1,473,997	1,191,881	2,665,878	676,539	3,342,417
補正前	412		1,508,473	1,158,470	2,666,943	696,427	3,363,370
比 較	6		△ 34,476	33,411	△ 1,065	△ 19,888	△ 20,953

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	41,878	28,876	18,562	30,586	298,773	56,839	83,937	23,906
	補正前	39,310	31,391	19,446	32,008	262,627	53,196	72,363	23,906
	比 較	2,568	△ 2,515	△ 884	△ 1,422	36,146	3,643	11,574	
職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	23,334		222	310,814	253,984	20,170		
	補正前	22,581		311	325,662	254,054	21,615		
	比 較	753		△ 89	△ 14,848	△ 70	△ 1,445		

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(117) 58	346,404	160,440	87,482	594,326	54,681	649,007
補正前	(119) 55	374,580	162,598	124,300	661,478	65,509	726,987
比 較	(△ 2) 3	△ 28,176	△ 2,158	△ 36,818	△ 67,152	△ 10,828	△ 77,980

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後				3,526	46,542	1,710	4,629	113
	補正前				3,679	36,351	1,223	4,629	123
	比 較				△ 153	10,191	487		△ 10
職員手当 の内訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	4,419			25,683		860		
	補正前	43,173			25,459	9,063	600		
	比 較	△ 38,754			224	△ 9,063	260		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 36,634	給与改定に伴う増減分	3,390		
		昇給に伴う増加分	4,476		
		その他の増減分	△ 44,500	人事異動等に伴う増減分 会計年度任用職員に係る増減分	△ 42,342 △ 2,158
職員手当	△ 3,407	制度改正に伴う増減分	16,554	勤勉当率の引き上げ0.10か月	
		その他の増減分	△ 19,961	人事異動等に伴う増減分 特殊勤務手当の増減分 時間外手当の増減分 その他手当の増減分	△ 74,908 46,337 4,130 4,480

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	特定任期付職員
令和4年10月1日現在	平均給料月額	306,313	464,803	273,519	277,394	294,800	422,000
	平均給与月額	369,580	1,087,152	346,118	378,329	353,735	430,000
	平均年齢	43歳10月	46歳2月	40歳2月	40歳11月	54歳5月	63歳11月
令和4年1月1日現在	平均給料月額	302,148	496,216	280,975	277,498	249,750	422,000
	平均給与月額	343,181	1,165,027	323,789	339,464	281,568	430,000
	平均年齢	43歳7月	48歳2月	40歳1月	40歳8月	59歳6月	62歳1月

イ 初任給

(単位：円)

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200		188,400	209,800	
	大学卒(6年)		249,800	210,500		

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（１）			医療職（２）			医療職（３）			技能労務職			特定任期付職員		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 10月1日現在	7級			4級	25	64.10	6級	1	1.04	5級	6	3.00	5級					
	6級	7	10.60	3級	5	12.82	5級	8	8.33	4級	11	5.50	4級					
	5級	2	3.03	2級	5	12.82	4級	18	18.75	3級	91	45.50	3級	1	100.00			
	4級	11	16.66	1級	4	10.26	3級	42	43.75	2級	92	46.00	2級					
	3級	34	51.52				2級	27	28.13	1級			1級					
	2級	9	13.64				1級											
	1級	3	4.55															
	計	66	100.00	計	39	100.00	計	96	100.00	計	200	100.00	計	1	100.00	計	1	100.00
令和4年 1月1日現在	7級			4級	23	74.20	6級	1	1.08	5級	6	2.91	5級					
	6級	7	10.29	3級	2	6.45	5級	10	10.75	4級	12	5.83	4級					
	5級	2	2.94	2級	4	12.90	4級	17	18.28	3級	98	47.57	3級	1	50.00			
	4級	11	16.18	1級	2	6.45	3級	41	44.08	2級	90	43.69	2級	1	50.00			
	3級	38	55.88				2級	24	25.81	1級			1級					
	2級	8	11.77				1級											
	1級	2	2.94															
	計	68	100.00	計	31	100.00	計	93	100.00	計	206	100.00	計	2	100.00	計	1	100.00

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事、技師	主事、技師	係長、主任	課長補佐	主幹	次長、課長	部長
医療職(1)	医員	医長	副部長	院長、副院長、部長			
医療職(2)	技師	技師、薬剤師	主査、主任	係長、主査	副部長、科長	部長	
医療職(3)	准看護師	看護師	師長代理	看護師長	看護部長		
技能労務職	労務職員	相当の技能	高度の技能	多数の監督	極めて多数の監督		

エ 昇給

区分		行政職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	68	42	97	210	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	59	29	85	179	1	
	号給数別内訳	1号給 (人)		3		1	
		2号給 (人)	1			2	
		3号給 (人)	2	10	5	11	
		4号給 (人)	55	16	78	161	1
		5号給 (人)			1		
		6号給 (人)	1		1	4	
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	86.76	69.05	87.63	85.24	100.00		
区分		行政職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	66	36	98	211	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	60	26	88	190	1	
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1	4	6	9	
		4号給 (人)	59	22	82	181	1
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	90.91	72.22	89.80	90.05	100.00		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.15	2.25	4.40		
補正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.15	2.15	4.30		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.15	2.25	4.40		

()内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	3.15	28.91	6.50	12.56	2.27
支給対象職員の比率(%)	99.01				
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護手当、呼出手当、夜間及び休日等に行う救急医療業務、看護職員等処遇改善手当				

ク その他の手当

区 分	国の制度との異動	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市： 使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国： 使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限度額	令和3年度までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	企業債	その他	
一般廃棄物処理業務委託	4,884	-	-	令和5年度	4,884				4,884
給食調理業務委託	50,688	-	-	令和5年度	50,688				50,688
全身麻酔装置保守業務委託	946	-	-	令和5年度	946				946
電話交換機保守業務委託	260	-	-	令和5年度	260				260
利用者送迎バス運転業務委託	3,018	-	-	令和5年度	3,018				3,018
経営強化プラン等策定支援業務委託	8,800	-	-	令和5年度	8,800			8,800	0
デイケアセンター事務等業務委託	3,348	-	-	令和5年度	3,348				3,348
地域連携室事務業務委託	8,340	-	-	令和5年度	8,340				8,340
クレジットカード利用手数料	610	-	-	令和5年度	610				610
消防用設備等点検業務委託	1,060	-	-	令和5年度～令和6年度	1,060				1,060
施設管理業務委託	55,540	-	-	令和5年度～令和6年度	55,540				55,540
感染性廃棄物処理業務委託	33,684	-	-	令和5年度～令和6年度	33,684				33,684
昇降機維持管理業務委託	10,870	-	-	令和5年度～令和9年度	10,870				10,870
既決定分(23件)	890,449		154,042		736,407				736,407
合 計	1,072,497		154,042		918,455	0	0	8,800	909,655

議案第95号

令和4年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）建設改良事業	678,283 千円	1,986 千円	680,269 千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	1,228,238 千円	△930 千円	1,227,308 千円
第1項 営業費用	1,134,732 千円	△930 千円	1,133,802 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文中「853,940千円」を「855,626千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	414,377 千円	300 千円	414,677 千円
第1項 企業債	149,400 千円	300 千円	149,700 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,268,317 千円	1,986 千円	1,270,303 千円
第1項 建設改良費	678,283 千円	1,986 千円	680,269 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業	149,400	300	149,700
(水道事業分)	(112,500)	(300)	(112,800)
(過疎対策分)	(14,000)	(0)	(14,000)
(辺地対策分)	(22,900)	(0)	(22,900)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「74,278千円」を「73,189千円」に改める。

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
量水器購入	令和5年度	千円 9,794

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和4年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的支出の補正

支出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	水道事業費用		1,228,238	△ 930	1,227,308		
	1	営業費用	1,134,732	△ 930	1,133,802		
		2	配水及び給水費	183,400	△ 1,560	181,840	給料 △ 655 職員手当等 85 法定福利費 △ 787 賞与引当金繰入額 △ 172 法定福利費引当金繰入額 △ 31
		4	業務及び総係費	73,375	630	74,005	給料 644 職員手当等 △ 447 法定福利費 260 賞与引当金繰入額 143 法定福利費引当金繰入額 30

資本的収入及び支出の補正

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	資本的収入		414,377	300	414,677		
	1	企業債	149,400	300	149,700		
		1	企業債	149,400	300	149,700	企業債 300

支出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	資本的支出		1,268,317	1,986	1,270,303	
	1	建設改良費	678,283	1,986	680,269	

		2 施設改良費	670,384	1,986	672,370	給料	△ 409
						職員手当等	202
						法定福利費	40
						工事請負費	2,145
						賞与引当金繰入額	5
						法定福利費引当金繰入額	3

令和4年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	72,681
減価償却費	514,074
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△82
受取利息及び受取配当	△1,265
支払利息	45,090
未収金の増減額(△は増加)	△3,570
未払金の増減額(△は減少)	936
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
引当金の増減額(△は減少)	225
長期前受補助金等戻入額	△115,625
長期前受補助金等消費税収益額	△11,809
固定資産除却費	17,660
小計	518,315
利息及び配当金の受取額	1,265
利息の支払額	△45,090
計	474,490
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△621,543
他会計貸付金による支出	△300,000
補助金による収入	116,666
負担金による収入	13,178
新規加入金による収入	9,000
未収金の増減額(△は増加)	0
その他資本的支出	△182
前受金の増減額	0
計	△782,881
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	149,700
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△288,334
他会計からの出資による収入	125,233
計	△13,401
現金及び現金同等物の増減額	△321,792
現金及び現金同等物の期首残高	1,760,571
現金及び現金同等物の期末残高	1,438,779

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分		職員数(人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		特別職	一般職	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		(2) 5		23,410	13,175	36,585	9,924	46,509	
	資本勘定支弁職員		3		12,057	8,625	20,682	5,998	26,680	
	合 計		(2) 8		35,467	21,800	57,267	15,922	73,189	
補正前	損益勘定支弁職員		(1) 6		23,421	13,566	36,987	10,452	47,439	
	資本勘定支弁職員		3		12,466	8,418	20,884	5,955	26,839	
	合 計		(1) 9		35,887	21,984	57,871	16,407	74,278	
比 較	損益勘定支弁職員		(1) △ 1		△ 11	△ 391	△ 402	△ 528	△ 930	
	資本勘定支弁職員				△ 409	207	△ 202	43	△ 159	
	合 計		(1) △ 1		△ 420	△ 184	△ 604	△ 485	△ 1,089	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	858	1,950		602		3,500		
	補正前	858	1,632	306	705		3,500		
	比 較		318	△ 306	△ 103				
	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			89	7,861	6,000	940		
	補正前			126	8,063	5,894	900		
	比 較			△ 37	△ 202	106	40		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 420	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	83	
		昇 給 に 伴 う 増 減 分	96	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 599	人事異動等に伴う増減分
職員手当	△ 184	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	304	勤勉手当率の引き上げ0.10ヶ月
		そ の 他 の 増 減 分	△ 488	人事異動等に伴う増減分

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	320,538				
	平均給与月額	426,380				
	平均年齢	44歳4月				
令和4年1月1日現在	平均給料月額	308,378				
	平均給与月額	373,376				
	平均年齢	40歳10月				

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%
令和4年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	2	25.00	2級			4級			3級			3級		
	4級	3	37.50	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	12.50				2級			1級			1級		
	〃	(1)	(50.00)				1級								
	2級	2	25.00												
	〃	(1)	(50.00)												
1級															
計	(2)	(100.00)		計			計			計			計		
令和4年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	2	22.22	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	22.22	1級			3級			2級			2級		
	3級	2	22.22				2級			1級			1級		
	〃	(1)	(100.00)				1級								
	2級	3	33.34				1級								
	1級														
計	(1)	(100.00)		計			計			計			計		

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部 長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	8					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7					
	号級数別内訳	1号級 (人)					
		2号級 (人)					
		3号級 (人)					
		4号級 (人)	7				
		5号級 (人)					
		6号級 (人)					
		7号級 (人)					
	8号級 (人)						
比較 (B)/(A) (%)	87.50						
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	9					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9					
	号級数別内訳	1号級 (人)					
		2号級 (人)					
		3号級 (人)					
		4号級 (人)	9				
		5号級 (人)					
		6号級 (人)					
		7号級 (人)					
	8号級 (人)						
比較 (B)/(A) (%)	100.00						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		
補正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.150	2.150	4.30		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		

() 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月別)	25年勤続の者 (月別)	35年勤続の者 (月別)	最高限度 (月別)	そ の 他 の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収業務、開閉栓業務

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 量水器購入	9,794			令和5年度	9,794				9,794
1件（既設定分）	7,132				7,132				7,132
合計	16,926				16,926				16,926

議案第96号

令和4年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	223,147千円	△649千円	222,498千円
個別合併浄化槽設置事業			
（4）建設改良事業	1,000千円	2,100千円	3,100千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,111,708千円	△137千円	2,111,571千円
第1項 営業費用	1,835,121千円	△137千円	1,834,984千円
第2款 農業集落排水事業費用	535,479千円	△2,213千円	533,266千円
第1項 営業費用	494,542千円	△2,213千円	492,329千円
支出合計	2,698,165千円	△2,350千円	2,695,815千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,546,154千円」を「不足する額1,545,805千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第4款 個別合併浄化槽設置事業資本的収入	3,416千円	1,800千円	5,216千円
第1項 企業債	900千円	1,800千円	2,700千円
収入合計	787,849千円	1,800千円	789,649千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的支出	1,923,781千円	△649千円	1,923,132千円
第1項 建設改良費	223,147千円	△649千円	222,498千円
第4款 個別合併浄化槽設置事業資本的支出	9,521千円	2,100千円	11,621千円
第1項 建設改良費	1,000千円	2,100千円	3,100千円
支出合計	2,334,003千円	1,451千円	2,335,454千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	42,000千円		42,000千円
特定環境保全公共下水道事業	61,900千円		61,900千円
流域下水道事業	36,600千円		36,600千円
農業集落排水事業	49,600千円		49,600千円
林業集落排水事業	1,600千円		1,600千円
個別合併浄化槽設置事業	900千円	1,800千円	2,700千円
資本費平準化債	200,000千円		200,000千円
計	392,600千円	1,800千円	394,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「60,808千円」を「57,809千円」に改める。

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
		千円
下水道事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	令和5～6年度	32,450
下水道事業 浄化センター保守点検業務委託	令和5～6年度	48,169
農業集落排水事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	令和5～6年度	14,025
農業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	令和5～6年度	81,497
農業集落排水事業 福野地区処理施設保守点検業務委託	令和5年度	2,337
林業集落排水事業 マンホールポンプ維持管理業務委託	令和5～6年度	289
林業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	令和5～6年度	9,042
個別合併浄化槽設置事業 個別合併浄化槽保守点検業務委託	令和5～6年度	8,629

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和4年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益的支出の補正

支 出						(単位：千円)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,111,708	△ 137	2,111,571	
	1 営業費用		1,835,121	△ 137	1,834,984	
		4 総 係 費	81,978	△ 137	81,841	給料 304 職員手当等 △468 法定福利費 △70 賞与引当金繰入額 77 法定福利費引当金繰入額 20
2 農業集落排水事業費用			535,479	△ 2,213	533,266	
	1 営業費用		494,542	△ 2,213	492,329	
		4 総 係 費	7,240	△ 2,213	5,027	給料 △769 職員手当等 △909 法定福利費 △381 賞与引当金繰入額 △129 法定福利費引当金繰入額 △ 25

資本的収入の補正

収 入						(単位：千円)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
4 個別合併浄化槽設置事業資本的収入			3,416	1,800	5,216	
	1 企業債		900	1,800	2,700	
		1 企業債	900	1,800	2,700	企業債 1,800

資本的支出の補正

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出			1,923,781	△ 649	1,923,132	
	1 建設改良費		223,147	△ 649	222,498	
		1 管渠整備費	180,572	△ 649	179,923	給料 △ 440 職員手当等 147 法定福利費 △187 賞与引当金繰入額 △142 法定福利費引当金繰入額 △ 27
4 個別合併浄化槽 設置事業 資本的支出			9,521	2,100	11,621	
	1 建設改良費		1,000	2,100	3,100	
		3 個別合併浄化 槽整備費	1,000	2,100	3,100	工事請負費 2,100

令和4年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	84,530
減価償却費	1,650,702
貸倒引当金の増減額(△は減少)	200
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	268,315
未収金の増減額(△は増額)	2,038
未払金の増減額(△は減少)	△69,416
引当金の増減額	△152
長期前受補助金等戻入額	△480,490
長期前受補助金等消費税収益額	△9,724
固定資産除却費	13,002
小計	1,459,003
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△268,315
計	1,190,690
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△262,655
無形固定資産の取得による支出	△33,372
国庫補助金による収入	41,600
受益者負担金及び分担金による収入	4,430
工事負担金による収入	60,988
未払金の増減額(△は減少)	31,709
計	△157,300
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	194,400
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,794,082
その他の企業債による収入	200,000
その他の企業債の償還による支出	△200,032
その他の他会計借入金による収入	300,000
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	287,231
計	△1,012,483
現金及び現金同等物の増減額	20,907
現金及び現金同等物の期首残高	601,144
現金及び現金同等物の期末残高	622,051

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分		職員数(人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		特別職	一般職	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		7		26,020	14,787	40,807	12,585	53,392	
	資本勘定支弁職員		1		2,238	1,191	3,429	988	4,417	
	合 計		8		28,258	15,978	44,236	13,573	57,809	
補正前	損益勘定支弁職員		7		26,485	16,216	42,701	13,041	55,742	
	資本勘定支弁職員		1		2,678	1,186	3,864	1,202	5,066	
	合 計		8		29,163	17,402	46,565	14,243	60,808	
比 較	損益勘定支弁職員				△ 465	△ 1,429	△ 1,894	△ 456	△ 2,350	
	資本勘定支弁職員				△ 440	5	△ 435	△ 214	△ 649	
	合 計				△ 905	△ 1,424	△ 2,329	△ 670	△ 2,999	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	977	600		996		1,800		
	補正前	1,406	1,356		608		1,800		
	比 較	△ 429	△ 756		388				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			74	6,225	5,066	240		
	補正前				6,767	4,985	480		
	比 較			74	△ 542	81	△ 240		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	△ 905	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	142		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	81		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,128	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 1,424	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	235	勤勉手当率の引き上げ0.10ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,659	人事異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	292,025				
	平均給与月額	337,808				
	平均年齢	40歳3月				
令和4年1月1日現在	平均給料月額	302,788				
	平均給与月額	342,173				
	平均年齢	40歳5月				

イ 初任給

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和4年10月1日	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級	1	12.50	3級			5級			4級			4級		
	5級	1	12.50	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	25.00	1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	2級	1	12.50				1級								
	1級	3	37.50												
	計	8	100.00	計			計			計			計		
令和4年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級	1	12.50	3級			5級			4級			4級		
	5級	2	25.00	2級			4級			3級			3級		
	4級	1	12.50	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	12.50				2級			1級			1級		
	2級	1	12.50				1級								
	1級	2	25.00												
	計	8	100.00	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	8					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1				
		4号給 (人)	6				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	87.50						
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	8					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	8				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	100.00						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.150	2.250	4.40	有	
補正前	2.150	2.150	4.30	有	
国の制度	2.150	2.250	4.40	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率(%)	
支給対象職員の比率(%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和3年度までの支出額		令和4年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和4年度 下水道事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	32,450			令和5年度 ～ 令和6年度	32,450				32,450
令和4年度 下水道事業 浄化センター保守点検業務委託	48,169			令和5年度 ～ 令和6年度	48,169				48,169
令和4年度 農業集落排水事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	14,025			令和5年度 ～ 令和6年度	14,025				14,025
令和4年度 農業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	81,497			令和5年度 ～ 令和6年度	81,497				81,497
令和4年度 農業集落排水事業 福野地区処理施設保守点検業務委託	2,337			令和5年度	2,337				2,337
令和4年度 林業集落排水事業 マンホールポンプ維持管理業務委託	289			令和5年度 ～ 令和6年度	289				289
令和4年度 林業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	9,042			令和5年度 ～ 令和6年度	9,042				9,042
令和4年度 個別合併浄化槽設置事業 個別合併浄化槽保守点検業務委託	8,629			令和5年度 ～ 令和6年度	8,629				8,629
合計	196,438				196,438				196,438

議案第97号

南砺市個人情報保護法施行条例の制定について

南砺市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 記録される個人情報の利用目的

(4) 記録される個人の範囲

(5) 記録される個人情報の項目

(6) 記録される個人情報の取得先

(7) 記録される個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合は、その提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 市、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者

に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

(2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う個人情報取扱事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図面の写しの作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用として、規則で定める額の費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、南砺市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成

16年南砺市条例第10号)第1条に規定する南砺市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(南砺市個人情報保護条例の廃止)

第2条 南砺市個人情報保護条例(平成17年南砺市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の南砺市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第8条第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧条例第12条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第13条第1項、第2項、第3項若しくは第4項、第27条第1項、第2項、第3項若しくは第4項又は第35条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、

訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により南砺市個人情報保護審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1）この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2）第1項第2号に掲げる者

（3）第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（南砺市情報公開条例の改正）

第5条 南砺市情報公開条例（平成16年南砺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第14条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改

める。

(南砺市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正)

第6条 南砺市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年南砺市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「南砺市個人情報保護条例（平成17年南砺市条例第1号。以下「保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改める。

第3条第1項中「保護条例第41条第1項」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、「実施機関」の次に「（公開条例第2条第2項に規定する実施機関及び南砺市個人情報保護法施行条例（令和4年南砺市条例第●号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「保護条例第5条第5項、第9条第4項及び第10条第2項」を「個人情報保護法施行条例第7条」に改める。

第7条第2項及び第5項中「保護条例第41条第1項」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

議案第98号

南砺市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

南砺市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第26条の3の規定に基づき、南砺市職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年南砺市条例第35号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりに連続するものとし、30分を単位として申請することができる。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、60歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、南砺市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年南砺市条例第47号)第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額を含む。)並びにこれに対する管理職手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当(月額で定めるものに限る。)の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第99号

南砺市こどもの権利条例の制定について

南砺市こどもの権利条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第11条）

第4章 こどもにやさしい環境づくり（第12条―第18条）

第5章 権利の救済と推進（第19条―第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心できる環境と、様々な経験ができる機会をつくり支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）と日本国憲法やこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約と日本国憲法やこども基本法に基づき、こど

もの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 こどもと権利

(こどもが持つ権利)

第3条 こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を主に持ちます。

(生きること)

第4条 こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。

2 こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

3 こどもは、人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。

(育つこと)

第5条 こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。

2 こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活をすることができます。

3 こどもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。

4 こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 こどもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。

2 こどもは、心と体が傷つけられないよう守られます。

3 こどもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 こどもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。

2 こどもは、適切な情報や考えを知ることができます。

- 3 こどもは、仲間をつくることができます。
- 4 こどもは、多様な社会的活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、こどもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聴き、共に考え、関わり続けます。

- 2 大人は、こどもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、こどもの最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育するこどもに対して責任があります。

- 2 保護者は、こどもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。
- 3 保護者は、こどもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。
- 4 保護者は、必要な支援を受けることができます。

(こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は特に、その行動がこどもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、こどもに関わります。

- 2 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(こどもに関わる地域団体の役割)

第11条 こどもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。

- 2 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 こどもにやさしい環境づくり

(施策の推進)

第12条 市は、こどもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。

- 2 市は、こどもが権利の主体として尊重されることを認識し、こどもが意見や考えや思いを表明することができ、かつ、その意見や考えや思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。

- 3 市は、こどもに関わる大人と地域団体を支援します。

(日常の環境)

第13条 市民と市は、こどもの命を守ることができ、かつ、こどものすこやかな成

長に配慮した環境を整えます。

2 市民と市は、こどもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。

3 市民と市は、こどもに関わる大人が安心して子育てできる社会づくりに取り組みます。

(居場所づくり)

第14条 市民と市は、こどもが学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第15条 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知に努めます。

2 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第16条 市民と市は、こどもが自身に関することについて意見や考えや思いを表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(権利侵害への対応)

第17条 市民と市は、こどもへのいじめ、体罰、虐待等の権利侵害を見逃ごしません。

2 市は、こどもへの権利侵害が起こったときに、こどもとこどもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及啓発)

第18条 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第19条 市は、こどもとこどもに関わる大人がこどものことで不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(こどもの権利委員会の設置)

第20条 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議と検証を定期的に行います。

- 3 委員会の委員は、15人以内とします。
- 4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織と運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、こどもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

- 2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じてこどもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(答申や提言とその尊重)

第22条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の執行機関に報告し、答申し、提言します。

- 2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申や提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

議案第100号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年南砺市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつては100分の60)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	

52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				

	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職 員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400	

	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	

52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			

	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任 用職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職 員 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	

53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	

110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		
153	305,700	337,600		
154	305,900			
155	306,100			
156	306,400			
157	306,700			
158	307,000			
159	307,300			
160	307,600			
161	308,000			
162	308,300			
163	308,600			
164	308,900			
165	309,300			
166	309,600			

	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」を「100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては100分の60）」を「100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）」に改める。

（南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第3条 南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成16年南砺市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（南砺市議会の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第5条 南砺市議会の議員報酬等に関する条例（平成16年南砺市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第6条 南砺市議会の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第7条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南

砺市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には167.5」に改める。

第8条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には167.5」を「100分の165」に改める。

(南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南砺市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

(1) 会計年度任用職員行政職1給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800

52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000

108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 この表は、他の職種の区分に属さない全ての会計年度任用職員に適用する。
ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

(2) 会計年度任用職員行政職2給料表

職務 の級	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500
2	137,100	188,700	209,700
3	138,100	190,100	211,100
4	139,000	191,300	212,300
5	140,000	192,300	213,600
6	141,000	193,800	215,000
7	142,000	195,200	216,400
8	143,000	196,500	217,800
9	143,800	197,900	219,100
10	144,800	198,900	220,700
11	145,800	200,200	222,300
12	146,900	201,200	223,700
13	147,700	202,400	224,900
14	148,700	203,500	226,400
15	149,800	204,600	227,900
16	150,800	205,700	229,200
17	151,900	206,600	230,000
18	153,300	207,700	230,700
19	154,500	208,700	231,600
20	155,700	209,700	232,600
21	156,800	210,600	233,200
22	158,000	211,700	234,700
23	159,200	212,800	236,000
24	160,400	213,700	237,000
25	161,500	214,600	238,300
26	163,000	215,500	239,500
27	164,500	216,200	240,800
28	166,000	217,100	242,000
29	167,400	217,900	242,800
30	168,800	219,100	244,000
31	170,300	220,100	245,200
32	171,800	220,900	246,300
33	173,100	221,500	247,400
34	174,800	222,500	248,400
35	176,500	223,600	249,500
36	178,200	224,700	250,500
37	179,900	225,200	251,600
38	181,300	226,300	252,500
39	183,000	227,400	253,500
40	184,500	228,400	254,500
41	185,800	229,200	255,500
42	187,200	230,200	256,700
43	188,500	231,200	257,600
44	189,900	232,100	258,900
45	191,400	233,000	259,600
46	192,700	233,900	260,600
47	194,100	234,700	261,700
48	195,500	235,400	262,600
49	196,800	236,300	263,700
50	197,900	237,300	264,700
51	199,000	238,300	265,800

52	200, 200	239, 300	266, 500
53	201, 300	240, 300	267, 200
54	202, 400	241, 300	268, 000
55	203, 300	242, 000	269, 000
56	204, 400	242, 700	270, 000
57	205, 500	243, 500	270, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800
59	207, 400	245, 300	272, 900
60	208, 400	246, 000	273, 900
61	209, 500	246, 800	274, 900
62	210, 400	247, 600	276, 000
63	211, 300	248, 500	276, 800
64	212, 200	249, 200	277, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700
66	213, 600	250, 600	279, 500
67	214, 300	251, 300	280, 300
68	215, 000	251, 800	281, 100
69	215, 400	252, 500	281, 700
70	215, 800	253, 100	282, 500
71	216, 100	253, 500	283, 300
72	216, 400	253, 900	284, 000
73	216, 600	254, 100	284, 800
74	217, 000	254, 500	285, 500
75	217, 400	255, 000	286, 300
76	218, 000	255, 500	287, 100
77	218, 200	255, 800	287, 700
78	218, 700	256, 200	288, 200
79	219, 100	256, 700	288, 700
80	219, 500	257, 200	289, 100
81	220, 000	257, 500	289, 500
82	220, 300	257, 800	289, 900
83	220, 600	258, 100	290, 400
84	221, 000	258, 400	290, 900
85	221, 500	258, 600	291, 300
86	221, 900	258, 800	291, 900
87	222, 300	259, 100	292, 500
88	223, 000	259, 400	293, 100
89	223, 400	259, 600	293, 400
90	223, 900	259, 800	293, 900
91	224, 400	260, 200	294, 400
92	224, 800	260, 400	294, 800
93	225, 100	260, 700	295, 200
94	225, 500	261, 100	295, 700
95	225, 900	261, 400	296, 200
96	226, 200	261, 700	296, 700
97	226, 500	261, 900	297, 000
98	226, 900	262, 200	297, 400
99	227, 300	262, 400	297, 900
100	227, 700	262, 700	298, 400
101	228, 100	263, 000	298, 800
102	228, 500	263, 200	299, 200
103	228, 900	263, 500	299, 500
104	229, 300	263, 800	299, 800
105	229, 700	264, 000	300, 100
106	230, 200	264, 200	300, 500
107	230, 500	264, 500	300, 900

108	230,900	264,700	301,300
109	231,100	265,000	301,600
110	231,500	265,300	302,000
111	232,000	265,600	302,400
112	232,400	265,800	302,700
113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	
137		272,100	

備考 この表は、会計年度任用職員の事務補助員、ホームヘルパー、介護支援専門員その他市長が定める職員に適用する。

別表第3（第4条関係）
 (3) 会計年度任用職員医療職給料表
 ア 医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	253,600	338,400
2	256,100	341,400
3	258,600	344,200
4	261,100	347,100
5	263,300	349,800
6	267,100	352,800
7	270,900	355,900
8	274,700	358,700
9	278,300	361,100
10	282,300	363,700
11	286,300	366,400
12	290,300	369,200
13	294,000	372,100
14	298,000	375,600
15	301,900	378,600
16	305,700	382,200
17	309,300	385,600
18	312,800	388,300
19	316,300	390,800
20	319,800	393,400
21	323,400	396,100
22	327,100	398,300
23	330,500	400,200
24	333,800	401,800
25	337,300	403,800
26	339,800	406,100
27	342,400	408,300
28	344,700	410,600
29	347,100	412,900
30	348,900	415,000
31	350,700	417,000
32	352,700	419,100
33	354,900	421,000
34	357,200	422,800
35	359,300	424,600
36	361,600	426,600
37	363,700	428,500
38	366,100	430,500
39	368,300	432,400
40	370,300	434,400
41	372,500	436,200
42	373,500	438,000
43	374,300	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100

51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200
78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職務 の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800
2	156,500	193,100	228,400
3	157,900	194,700	230,000
4	159,300	196,300	231,600
5	160,500	197,800	233,000
6	162,300	199,300	234,600
7	164,000	200,900	236,100
8	165,600	202,400	237,700
9	167,200	204,000	238,600
10	168,900	205,700	240,000
11	170,500	207,300	241,400
12	172,300	209,000	242,500
13	173,700	210,400	244,000
14	175,500	212,000	245,300
15	177,400	213,600	246,500
16	179,200	215,200	247,800
17	181,100	216,600	248,600
18	182,600	218,200	249,800
19	184,400	219,900	250,900
20	186,200	221,600	252,000
21	187,700	222,900	253,400
22	189,200	224,400	254,200
23	190,700	225,800	255,100
24	192,200	227,300	256,000
25	193,800	228,500	257,000
26	195,100	229,900	258,100
27	196,600	231,200	259,200
28	198,000	232,400	260,400
29	199,500	233,600	261,800
30	200,700	234,900	263,400
31	202,000	236,400	265,000
32	203,300	237,700	266,500
33	204,700	238,700	267,800
34	206,100	240,000	269,500
35	207,400	240,900	271,100
36	208,800	242,100	272,700
37	209,900	243,400	274,100
38	211,200	244,500	275,600
39	212,500	245,600	277,200
40	213,800	246,700	278,600
41	214,900	247,800	279,800
42	216,100	248,700	281,200
43	217,300	249,600	282,700
44	218,500	250,400	284,200
45	219,600	251,500	285,700
46	220,700	252,800	287,400
47	221,700	254,100	289,100
48	222,700	255,300	290,700
49	223,600	256,800	291,900
50	224,500	258,200	293,500
51	225,400	259,400	294,800

52	226,300	260,600	296,400
53	226,600	261,600	297,700
54	227,400	262,900	299,200
55	228,000	264,200	300,600
56	228,800	265,300	302,100
57	229,500	266,100	303,100
58	230,200	267,300	304,300
59	230,800	268,500	305,500
60	231,400	269,600	306,900
61	232,100	270,500	308,200
62	232,700	271,600	309,400
63	233,300	272,700	310,700
64	234,000	273,800	311,900
65	234,600	274,600	313,300
66	235,300	275,700	314,100
67	236,000	276,600	314,900
68	236,700	277,700	315,700
69	237,300	278,700	316,300
70	237,900	279,700	317,000
71	238,500	280,800	317,700
72	239,000	281,900	318,300
73	239,600	282,500	319,000
74	240,300	283,200	319,200
75	241,000	283,700	319,800
76	241,500	284,500	320,400
77	241,900	285,300	321,000
78	242,400	285,900	321,500
79	242,900	286,500	322,000
80	243,200	287,100	322,500
81	243,500	287,800	323,100
82	243,800	288,300	323,600
83	244,100	288,700	324,000
84	244,400	289,100	324,500
85	244,700	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400
90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800

108		332,000
109		332,200
110		332,600
111		333,000
112		333,400
113		333,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師その他の医療技術職員等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	169,900	197,000
2	171,300	198,900
3	172,800	200,900
4	174,200	202,800
5	175,600	204,900
6	177,100	206,900
7	178,600	209,100
8	180,100	211,200
9	181,300	213,200
10	183,000	214,600
11	184,600	216,000
12	186,100	217,200
13	187,500	218,600
14	189,500	220,000
15	191,500	221,500
16	193,500	222,700
17	195,500	224,100
18	197,500	225,600
19	199,500	227,100
20	201,500	228,600
21	203,500	229,700
22	205,400	231,400
23	207,500	233,100
24	209,600	234,700
25	211,200	236,000
26	212,500	237,700
27	213,700	239,400
28	215,000	241,100
29	216,200	242,700
30	217,300	244,100
31	218,600	245,400
32	219,700	246,500
33	221,000	247,500
34	222,300	248,600
35	223,600	249,500
36	224,900	250,500
37	226,000	251,200
38	227,400	252,200
39	228,700	253,100
40	230,100	254,100
41	231,000	254,500
42	232,400	255,400
43	233,700	256,200
44	235,100	256,900
45	236,300	257,700
46	237,700	258,400
47	239,000	259,300
48	240,300	260,100
49	241,200	260,900
50	242,300	261,800
51	243,300	262,700
52	244,300	263,700

53	245,000	264,800
54	246,000	266,000
55	246,900	267,300
56	247,800	268,600
57	248,500	270,000
58	249,500	271,500
59	250,100	272,900
60	250,900	274,300
61	251,700	275,600
62	252,500	276,900
63	253,300	278,300
64	254,100	279,400
65	254,800	280,500
66	255,500	281,800
67	256,300	283,100
68	257,000	284,400
69	257,800	285,500
70	258,600	287,000
71	259,500	288,500
72	260,500	289,900
73	261,800	290,900
74	263,100	292,300
75	264,200	293,500
76	265,300	294,800
77	266,200	296,200
78	267,200	297,500
79	268,400	298,700
80	269,400	300,000
81	270,300	300,500
82	271,200	301,700
83	272,200	302,800
84	273,100	304,000
85	273,900	305,100
86	274,700	306,300
87	275,600	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200
108	292,100	322,700
109	292,300	323,100

110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000
126	297,500	328,300
127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	

167	309,900
168	310,200
169	310,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の保健師、看護師その他の医療職員等に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南砺市一般職の職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の南砺市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の南砺市議会の議員報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南砺市一般職の職員の給与に関する条例の規定又は第7条の規定による改正前の南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第101号

南砺市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

南砺市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(南砺市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市職員の定年等に関する条例（平成16年南砺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章にお

いて同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 南砺市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年南砺市条例第47号)

第8条第1項に規定する職

(2) 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南砺市条例第252号)第4条に規定する職員が占める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続

き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占

める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、南砺市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年南砺市条例第●号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、

同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年南砺市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項の給料表は、非常勤職員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下同じ。）以外の全ての職員に適用するものとする。

第4条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再

任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号本文中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「その者」を「当該職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合はその」を「場合には、その」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第2項中「第9条」を「第4条第3項から第10項まで、第9条」に、「第22条」を「及び第22条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

(令和5年4月1日定年引上げにおける給料月額の調整)

20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第22項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたとき

はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 南砺市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年南砺市条例第●号)第1条の規定による改正前の南砺市職員の定年等に関する条例(平成16年南砺市条例第29号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 南砺市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 南砺市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第24項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員

の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

」に

改める。

別表第2のアの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員

以外の職員」に、

「

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

」に

改める。

別表第2のイの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

」に

改める。

別表第2のウの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職 員		2 3 5, 1 0 0	2 5 5, 4 0 0	2 6 2, 6 0 0	2 7 2, 8 0 0	2 8 9, 1 0 0
-----------	--	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

」を

「

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円
		2 3 5, 1 0 0	2 5 5, 4 0 0	2 6 2, 6 0 0	2 7 2, 8 0 0	2 8 9, 1 0 0

」に

改める。

(南砺市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 南砺市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年南砺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第3条の2各号列記以外の部分中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加える。

(南砺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 南砺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成16年南砺市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への南砺市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への南砺市職員の派遣等に関する条例（平成16年南砺市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）南砺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）南砺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年南砺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「おいて地方公営企業労働関係法」を「おいて地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「同法適用職員等」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 南砺市職員の育児休業等に関する条例（平成16年南砺市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 南砺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 南砺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第14条の表中

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125）を乗じて得た額とする

」を

第4条第3項	決定する	決定するものとし、当該職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、当該職員の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の125）を乗じて得た額とする

」に

改める。

第19条の表中

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第27条	再任用職員	任期付短時間勤務職員

」を

第4条第3項	決定する	決定するものとし、当該職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該
--------	------	---

		職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、当該職員の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の125）を乗じて得た額とする
第27条	第4条第3項から第10項まで、第9条から第11条まで及び第22条	第9条から第11条まで及び第22条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

」に

改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用

短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年南砺市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(南砺市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 南砺市職員等の旅費に関する条例(平成16年南砺市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南砺市条例第252号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第19条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「(昭和27年法律第289号)」を加える。

(南砺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 南砺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年南砺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第12条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南砺市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「採用された職員」の次に「及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加え、「第4条第11項」を「第5条」に改め、同条第2項を削る。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(南砺市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 南砺市職員の再任用に関する条例(平成16年南砺市条例第30号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の南砺市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の南砺市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方

公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1）施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2）旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次

項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再

任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に

係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南砺市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用

については、同項中「とする」とあるのは、「に、南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年南砺市条例第35号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用職員のうち短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南砺市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の南砺市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 南砺市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項、第6項及び第8項から第10項まで、第9条から第11条まで並びに第22条並びに新給与条例第

4条第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(南砺市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する南砺市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに南砺市一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による降給とする」とする。

2 南砺市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条の規定は、南砺市一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「改正後の勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

(南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第102号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年南砺市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条中「勤務する職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第13条中「又は」を「、診療所又は」に改める。

別表中

「

	看護職員処遇改善手当	看護師、准看護師及び保健師 月額 4,000円
--	------------	----------------------------

」を

「

	看護管理職救急 対応手当	宿直又は日直の勤務中に救急 対応等の業務に従事した看護 職員（給与条例第8条第1項 に規定する職にあるものに限 る。） 1回 3,000円 （1回の宿直又は1回の日直 における救急対応等の累計勤 務時間が1時間を超える場合 は、1時間を超えた時間15 分につき750円を加算した 額）
	看護職員処遇改 善手当	看護師、准看護師及び保健師 月額 12,000円

」に、

「

		医師、看護師、診療放射線技 師、薬剤師及び臨床検査技師 以外の職員 1日 1,200 円
--	--	---

」を

「

		その他の職員 1日 1,200 円
--	--	----------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表病院業務に従事する職員の特殊勤務手当の部看護管理職救急対応手当の項の規定は令和4年4月1日から、同部看護職員処遇改善手当の項の規定は令和4年10月1日から適用する。

議案第103号

訴訟に係る和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり和解することについて議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 和解内容

- (1) 和解の相手方（以下「甲」という。）は、市（以下「乙」という。）に対し、本件解決金として24,500,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 甲は、乙に対し、前号の金員を令和5年1月21日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- (3) 乙は、甲に対し、乙及び甲間の平成26年3月25日付け土地売買契約の目的とされた各土地に関し、本和解条項に定めるもののほか、名目のいかんを問わず、何らの請求をしない。ただし、同各土地の土壌から法定の基準値を超える化学物質が検出され、これを除去する必要性が生じた場合は、その限りでない。
- (4) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (5) 乙及び甲は、乙及び甲間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

- 2 和解の相手方 石川県金沢市大豆谷本町甲58番地
シブヤパッケージングシステム株式会社
- 3 事件の概要 相手方に対し産業廃棄物処理費用等の負担を求めるもの

議案第104号

南砺市体育施設（南砺市城端温水プール等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市城端温水プール 所在地 南砺市城端字大堤島1938番地
	名 称 南砺市福光プール 所在地 南砺市法林寺字松ノ谷2051番地
	名 称 南砺市福光総合グラウンド 所在地 南砺市法林寺字大谷5628番地
	名 称 南砺市福光屋内グラウンド 所在地 南砺市法林寺字松ノ谷1番地2
指 定 管 理 者	名 称 安達建設株式会社・医王アローザ株式会社 共同事業体 所在地 富山県南砺市野田425番地の7 代表者 安達建設株式会社 代表取締役 安達 正彦
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第105号

南砺市相倉民俗館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	別紙のとおり
指定管理者	名 称 公益財団法人世界遺産相倉合掌造り集落保存財団 所在地 富山県南砺市相倉611番地 代表者 代表理事 圖書 教文
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
南砺市相倉民俗館 1 号館	南砺市相倉中の平 3 5 2 番地
南砺市相倉民俗館 2 号館	南砺市相倉中の平 2 0 4 番地 2
相倉合掌造り交流館 高桑家	南砺市相倉中の平 7 9 6 番地
相倉合掌造り交流館 山崎家	南砺市相倉中の平 8 1 5 番地
相倉合掌造り交流館 水口家	南砺市相倉中の平 7 3 1 番地
旧図書家	南砺市相倉 7 1 0 番地 1
旧竹森家	南砺市相倉 1 7 3 番地 2
旧東山家	南砺市相倉 8 1 7 番地
旧窪田家	南砺市相倉 1 2 6 番地 1
旧高田家	南砺市相倉 3 4 4 番地
旧高田家土蔵	南砺市相倉 2 4 7 番地

議案第106号

南砺市いなみ交流館「ラフォーレ」の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市いなみ交流館「ラフォーレ」 所在地 南砺市山見1365番地
指 定 管 理 者	名 称 安達建設株式会社・医王アローザ株式会社 共同事業体 所在地 富山県南砺市野田425番地の7 代表者 安達建設株式会社 代表取締役 安達 正彦
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第107号

南砺市児童館（南砺市城端児童館「さくらっこ」等）の指定管理者の
指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市城端児童館「さくらっこ」 所在地 南砺市城端1582番地1
	名 称 南砺市井波児童館「きぼりっこ」 所在地 南砺市山見1365番地
	名 称 南砺市福野児童センター「アルカス」 所在地 南砺市二日町435番地1
	名 称 南砺市福光児童館「きつずらんど」 所在地 南砺市福光1269番地1
指 定 管 理 者	名 称 株式会社技研サービス 所在地 岐阜県岐阜市宇佐南三丁目6番20号 代表者 代表取締役 棚橋 泰之
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第108号

南砺市福光福祉の家「光龍館」の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市福光福祉の家「光龍館」 所在地 南砺市高宮1番地
指 定 管 理 者	名 称 株式会社技研サービス 所在地 岐阜県岐阜市宇佐南三丁目6番20号 代表者 代表取締役 棚橋 泰之
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第109号

南砺市桜ヶ池農産物直売所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市桜ヶ池農産物直売所 所在地 南砺市立野原東1509番地
指 定 管 理 者	名 称 株式会社リーフ 所在地 富山県南砺市金戸268番地の1 代表者 代表取締役 上田 憲仁
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第110号

南砺市農村公園（南砺市野尻緑地公園）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市野尻緑地公園 所在地 南砺市野尻633番地1
指 定 管 理 者	名 称 コマツNTC株式会社 所在地 富山県南砺市福野100番地 代表者 代表取締役 高橋 正明
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第111号

南砺市イオックス・アローザ交流施設（南砺市イオックス・ヴァルト）
の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市イオックス・ヴァルト 所在地 南砺市才川七字荒山5番地
指 定 管 理 者	名 称 イオックスヴァルト企業組合 所在地 富山県南砺市才川七字荒山5番地 代表者 代表理事 北島 清
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第112号

南砺市福野産業文化会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市福野産業文化会館 所在地 南砺市二日町1545番地13
指 定 管 理 者	名 称 福野中部まちづくり協議会 所在地 富山県南砺市二日町1545番地13 代表者 会長 西 賢一郎
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第113号

南砺市井波彫刻総合会館及び南砺市都市公園（井波芸術の森）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 南砺市井波彫刻総合会館 所在地 南砺市北川733番地
	名 称 井波芸術の森 所在地 南砺市北川733番地
指定管理者	名 称 井波彫刻協同組合 所在地 富山県南砺市北川733番地 代表者 代表理事 花嶋 弘一
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第114号

南砺市井波商業観光拠点施設「よいとこ井波」の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 南砺市井波商業観光拠点施設「よいとこ井波」 所在地 南砺市井波3110番地1
指定管理者	名 称 株式会社まちづくり井波 所在地 富山県南砺市井波3110番地1 代表者 代表取締役 久惠 博明
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第115号

南砺市クリエイタープラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市クリエイタープラザ 所在地 南砺市立野原東1514番地18
指 定 管 理 者	名 称 一般社団法人地域発新力研究支援センター 所在地 富山県南砺市立野原東1514番地18 南砺市クリエイタープラザ 代表者 代表理事 佐古田 宗幸
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第116号

南砺市国民宿舎「五箇山荘」の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市国民宿舎「五箇山荘」 所在地 南砺市田向字大平333番地1
指 定 管 理 者	名 称 株式会社五箇山企画 所在地 富山県南砺市大島104番地 代表者 代表取締役 長田 一政
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第117号

南砺市赤祖父レイクサイドパーク（パットゴルフ場等）の指定管理者の
指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	別紙のとおり
指 定 管 理 者	名 称 トナミグリーン株式会社 所在地 富山県南砺市泉沢183番地1 代表者 代表取締役 水野 誠
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
パットゴルフ場	南砺市井口字持掛谷 5 0 番地他
バーベキュー場	南砺市宮後字焼山
テニス場	南砺市井口字持掛谷
丸山展望台	南砺市井口田屋字丸山 9 番地 1 他
子供の広場	南砺市井口字持掛谷 3 8 番地他
集いの広場	南砺市井口字持掛谷 4 0 番地他
太公望の広場	南砺市井口字持掛谷
椿散策路	南砺市井口田屋字丸山 9 番地 1 他
野外ステージ	南砺市井口字持掛谷 5 番地 5

議案第118号

南砺市井口体験交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市井口体験交流センター 所在地 南砺市井口字持掛谷35番地
指 定 管 理 者	名 称 トナミグリーン株式会社 所在地 富山県南砺市泉沢183番地1 代表者 代表取締役 水野 誠
指 定 期 間	令和5年9月1日から令和10年3月31日まで

議案第119号

南砺市都市公園（閑乗寺公園）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 閑乗寺公園 所在地 南砺市井波外二入会1番地
指 定 管 理 者	名 称 閑乗寺観光開発株式会社 所在地 富山県南砺市山見1518番地1 代表者 代表取締役 楠 則夫
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで